

## 第8回さいたま市自治基本条例検討委員会

### 次 第

平成22年8月9日(月)午後6時45分～  
大宮区役所南館301会議室

- 1 開 会
- 2 議 題
  - (1) 条例のコンセプト(案)について
  - (2) テーマ別部会の設置について
- 3 その他
- 4 閉 会

#### 【配付資料】

・次第

・席次

資料1 - 1 さいたま市自治基本条例のコンセプト(基本的な考え方)(案)

資料1 - 2 さいたま市自治基本条例のコンセプト(グループ討論の整理)

資料1 - 3 さいたま市自治基本条例のコンセプト(グループ討論の意見集)

資料2 テーマ別部会の設置について

資料3 - 1 テーマ別部会設置に関する提案(アンケート回答)のまとめ

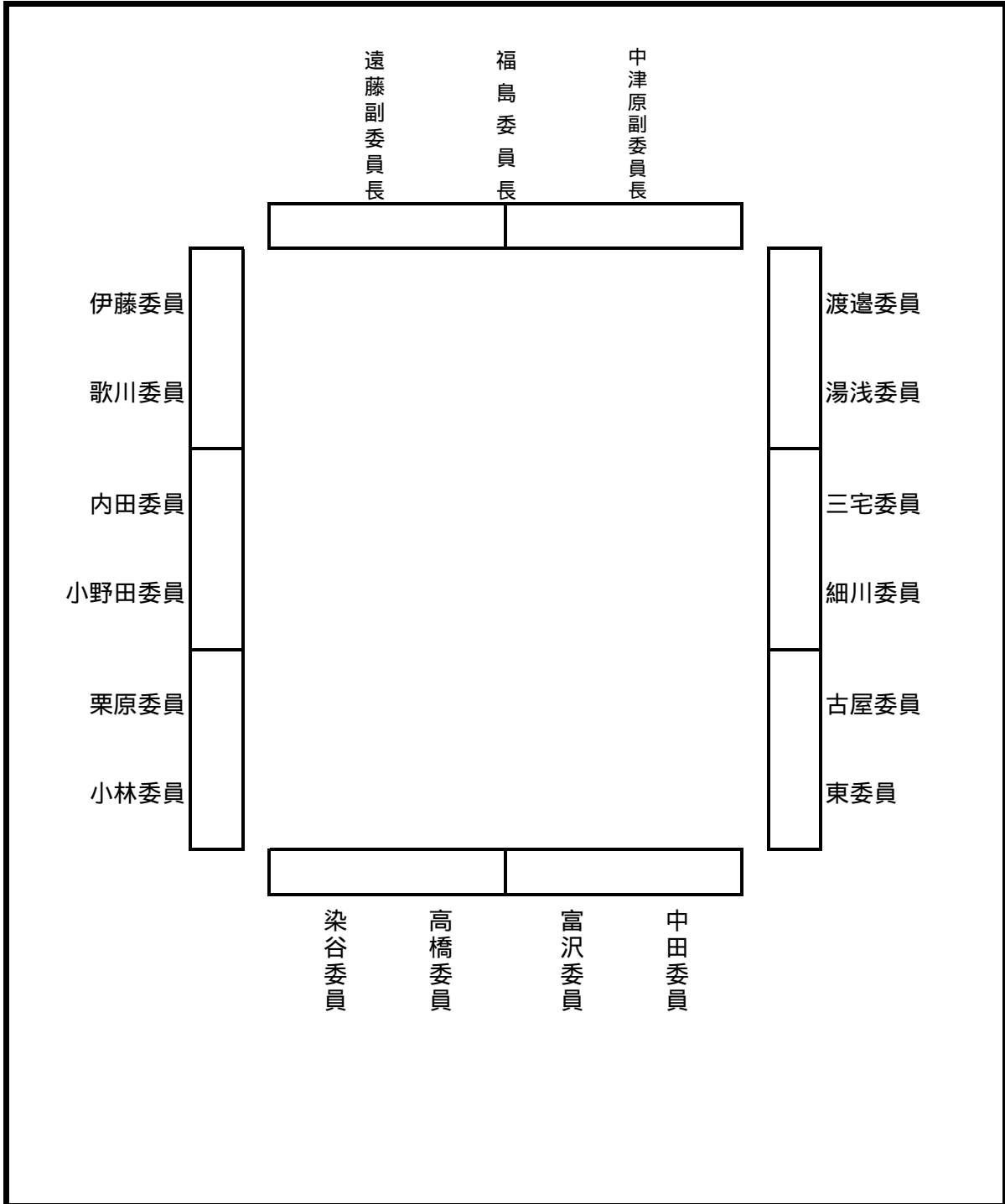
資料3 - 2 テーマ別部会設置に関する提案(アンケート回答一覧)

参考資料1 自治基本条例の効果と運用事例

参考資料2 タウンミーティングにおける主な意見(7月10日大宮区・中央区)

参考資料3 市民から寄せられた意見

# 席次



## さいたま市自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方）(案)

### 1．自治基本条例制定により目指すもの

#### （目的）

「市民自治（市民のための市民による自治）」の確立を図り、市民の“夢”を実現し、市民が誇りを持てる「さいたま市」をつくることを目的とする。

#### （期待する効果）

さいたま市自治基本条例が「課題解決の羅針盤」として活用される。

「市民自治」の確立のために、市民の自覚と責任を促すとともに、議会、議員、市長、市職員の自治に対する意識の向上により、議会・行政運営が変わることを期待する。

### 2．そのために条例で何を定めるのか

地方分権時代における本市の位置付けを明確にするとともに、「市民自治（市民のための市民による自治）」の基本を示し、市民と議会・行政の関係を定める。

「市民自治の強化」に重点を置いて、市民の信託による市政のあり方並びに「自治」の視点から区及びコミュニティの役割の明確化を重視する。

自治を担う人材・人財づくり（市民・議員・市長・市職員など）の視点を併せ持ったものにする。

### 3．制定に当たっての留意点

市民のための自治を謳うものであることから、市政を分かりやすく表現し、説得力のある、市民の関心を高めるようなものとなるよう留意するとともに、「オリジナルな条例」「新しいスタンダードとなる条例」を目指す。

#### 【これまでのグループ討論における論点】

地方自治法では不十分 地方自治法やその他法律・条例で十分ではないか。

フルセット型の条例とするのか、それとも重点化を図るのか。

条例の実効性を確保する仕組みを設けることにより、具体的な変化を起こすことを目指すのか。それとも、既にある条例や制度を分かりやすく「インデックス化」するものとするのか。

憲法や地方自治法等の法令の範囲内かつ重複しない条例とするのか。それとも、重要な事項については、他の法令との重複や強化も考えるべきなのか。

## さいたま市自治基本条例のコンセプト(グループ討論の整理)

自治基本条例の基本的な考え方	1. さいたま市自治基本条例とは	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の“夢”を実現するもの</li> <li>・ 市民が郷土に誇りが持てる条例</li> <li>・ 市民自治 = 市民のための市民による自治の基本を示すもの</li> <li>・ 市民の自覚と責任を促すもの</li> <li>・ 市民と議会、行政の関係を定めるもの</li> <li>・ 議会運営、市政運営を変えるもの</li> <li>・ 市の課題解決の羅針盤</li> <li>・ 地方自治法では不十分 地方自治法やその他法律、条例でも十分では</li> </ul>	
	2. さいたま市自治基本条例のポイント	3. さいたま市自治基本条例の性格
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方分権時代のさいたま市の主権を明確にする</li> <li>・ 市民自治の強化に重点を置く</li> <li>・ “権力”の規制と構成、両面を規定する 権力の構成を重視する？</li> <li>・ 自治を担う人材づくりを重視する</li> <li>・ 市民の信託による市政のあり方を明確にする</li> <li>・ コミュニティの役割を明確にする</li> <li>・ 具体的な変化を起こす条例にする 市民と市政の関係のインデックス化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オリジナルな条例</li> <li>・ 新しいスタンダードとなる条例</li> <li>・ 市政を分かりやすく表現し、市民の関心を高めるための条例</li> <li>・ 分かりやすく説得力のある条例</li> <li>・ 法令の範囲内かつ重複しない条例 他の法令との重複や強化も可とする？</li> </ul>
4. さいたま市のめざすまちの姿		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 美しい自然の残るまち</li> <li>・ 美しいベッドタウン</li> <li>・ 安全・安心に暮らせるまち</li> <li>・ 持続可能な循環型社会</li> <li>・ 伝統的な文化や芸術の伝承</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもがいいきと遊べるまち</li> <li>・ 男女共同参画を推進するまち</li> <li>・ 市民活動の活発なまち</li> <li>・ 市財政の安定</li> <li>・ 少子・高齢化への対応</li> </ul>	
5. さいたま市の自治のかたち・理念		
<p>(1)自治の担い手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民、議会、行政</li> <li>・ 自治会 自治会はあくまで任意団体</li> <li>・ 幅広い「市民」のとらえ方(住民、通勤通学者等、NPO、企業、その他団体) 自治の主体は「住民」に限定すべき</li> <li>・ いろいろな立場の人を視野に</li> <li>・ 次代の担い手である「子ども」も検討</li> <li>・ 外国人の位置付けについて議論が必要</li> </ul>	<p>(2)自治のかたち・理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民による自治</li> <li>・ 補完性の原理</li> <li>・ 市民・議会・行政が共通の目的を持ちそれぞれの役割を果たす</li> <li>・ 市民による意思決定への参加</li> <li>・ 自己決定・自己責任 自己決定・自己責任の表現に配慮</li> <li>・ 自律的地域経営</li> <li>・ 市民と行政が共に何ができるのか = 「協働」が大きなテーマ</li> </ul>	

## 1. 市民の自治（構成機能）

制限機能と構成機能の、どちらにも採れるものもある。

『権力の構成』とは

### (1) 市民の権利・責務

#### 【これまでの議論のポイント】

- ・ 主権者としての市民
- ・ 市政やまちづくりへの参加
- ・ 法を守る責務
- ・ 区民同士のコンセンサスづくりとは
- ・ 企業・事業所の社会貢献活動

### (2) 人づくり

#### 【これまでの議論のポイント】

- ・ 市民の意識改革
- ・ 市民活動の支援
- ・ 地域の人材＝人財づくり

### (3) 情報共有

#### 【これまでの議論のポイント】

- ・ 参加・協働の前提となる情報共有
- ・ 市民に分かりやすい情報提供
- ・ 情報を読み解く市民の育成

### (4) 参加

#### 【これまでの議論のポイント】

- ・ 議会への参加
- ・ 各行政機関と市民との関係
- ・ 効果的な参加の場づくり
- ・ 参加の様々な制度
- ・ 市民意見の扱い、反映
- ・ 審議会等委員の選定方法の透明性等
- ・ 公募委員の選定について
- ・ 市民参加が特定の市民に偏らないような仕組み

### (5) 協働

#### 【これまでの議論のポイント】

- ・ “協働”の現状
- ・ 協働とは何か
- ・ 協働の多様な形態
- ・ 協働に求められる視点・姿勢
- ・ 協働を発展させていく視点
- ・ 市民活動及び協働の推進条例と自治基本条例の関係
- ・ 協働の制度的保障

### (6) 住民投票

#### 【これまでの議論のポイント】

- ・ 住民投票制度について（検討課題）

### (7) 地域の自治

#### 【これまでの議論のポイント】

- ・ 区行政による市民の身近な意思決定
- ・ 区民会議について
- ・ コミュニティ会議について
- ・ 区民会議やコミュニティ会議等の関係
- ・ 市民・行政・議会を結び付ける仕組み
- <市民に身近な相談機能>
- ・ 市民の問題提起を総合的に受けとめてくれる窓口
- ・ 住民投票のような直接民主主義とは異なる仕組みを
- ・ 市民によるテーマ別課題解決の場、仕組み
- ・ 市民の苦情、要求の体系化
- ・ 市民の苦情、要求のフィルタリング機能
- ・ 自治会の相談機能
- ・ 地域とテーマ、2つのチャンネル
- ・ 公民館の機能の見直し（“身近なかけこみ寺”など）
- ・ 公民館と自治会の連携による相談窓口機能

2. 議会と行政(制限機能)

制限機能と構成機能の、どちらにも採れるものもある。

(1) 議会

【これまでの議論のポイント】

- ・ 市民に身近な議会を
- ・ 議会への規定の必要性
- ・ 市民の意見を踏まえた意思決定を
- ・ 議員数について
- ・ 議会の解散権
- ・ 議会の報告義務
- ・ 議会基本条例との関係
- ・ 市民と議会による条例策定
- < 議会への市民参加 >
- ・ 市民が参加しやすい議会の運営
- ・ 議会と市民との対話
- ・ 議会が市民の意見を聞く場
- ・ 議会における市民の発言権
- ・ 議事テーマの事前公開
- < 議員 >
- ・ 議員の意識改革
- ・ 議員の報告義務の具体的な方法
- ・ 地元意識と議員の選挙

(2) 行政

【これまでの議論のポイント】

- ・ 市民の立場に立った行政運営
- ・ 行政の役割
- < 市長 >
- ・ 市長の権限
- ・ 市長の誇り
- ・ 市長の報告義務
- ・ 市長との対話、相談、提案
- ・ 市民の意見を踏まえた意思決定を
- ・ 市民による市長の評価
- 【市民による職員評価はできない】
- < 行政職員 >
- ・ 職員の意識改革と育成
- ・ 市民による職員評価
- < 情報提供 >
- ・ 行政の市民への情報提供
- ・ 情報提供の方法
- ・ 個人情報と情報公開
- ・ 行政情報を横断的に管理する仕組み
- ・ 行政情報管理の区の役割
- < 行政の応答義務 >
- ・ 市民の要求や提案に対する行政の応答義務
- < 計画策定・予算編成・評価への参加 >
- ・ 計画策定への市民参加
- ・ 予算編成への市民参加と監視
- ・ 行政評価への市民参加
- < その他の行政運営 >
- ・ 総合計画の策定と議決
- ・ 市民の問題提起を総合的に受けとめる窓口
- ・ 行政組織の体制・あり方
- ・ 会計監査制度

3. 国などとの関係

【これまでの議論のポイント】

- ・ 国との協力関係
- ・ 国との対立関係

- ・ 地方分権時代のさいたま市の主権を明確にする
- ・ 他の地方自治体との関係

4. 条例の位置付け

【これまでの議論のポイント】

- ・ 市のまちづくりの基本としての担保
- ・ 他条例の最上位に位置するもの
- ・ 他条例の大まかなメニュー出し
- ・ 総合計画への影響力の担保

5. 条例の運用

【これまでの議論のポイント】

- ・ 自治を育てる運用・評価の方法
- ・ 実効性の評価を誰が担うか

## さいたま市自治基本条例のコンセプト(グループ討論の意見集)

これまでに検討委員会にて出された意見を分類・整理して、構成したもの。

### 自治基本条例の基本的な考え方

- ・ 「自治基本条例の基本的な考え方」の項は、「理念・性格」としてまとめることの方が良いのではないか。

### 1. さいたま市自治基本条例とは

【市民の“夢”を実現するもの】

- ・ 自治基本条例は、市民の未来、夢を描くもの。土台となるもの。夢を実現するために、ゆるやかに人々をつなげるもの。
- ・ よりよい社会の実現を目指す条例とする。

【市民が郷土に誇りが持てる条例】

- ・ 自治の基本は市民が郷土を好きになること。さいたま市らしさを見出す条例。

【市民自治 = 市民のための市民による自治の基本を示すもの】

- ・ さいたま市がよりよい市になるようにその規範。
- ・ 自治基本条例は、市民のために、市民自治のあり方を定めるもの。
- ・ 幸せづくりのベース、基本。
- ・ 自治を可視化した条例にする。
- ・ 自由に意見が出せて、市民が十分議論や意見交換ができる場を保障した条例とする。
- ・ 住民自治のあり方を示し、団体自治中心の市政から住民自治中心の市政に変えていく。
- ・ 市民活動が活発なまちを目指す。
- ・ 自治基本条例の目的を再確認する必要がある。「市民のための自治」を考える条例である。
- ・ 社会、経済状況に大きな変化が起きている。例えば政令市でも財政悪化により、地方交付税を受け取る自治体が出てきた。その自治体の財政運営には市民にも責任があると考えべきだ。このような時代、市民自らが動かなければならない。
- ・ 新聞に花火大会のために市民が寄付金を募って開催している地域の記事が載っていた。このような意識、行動をしていかなければならない時代がきている。

【市民の自覚と責任を促すもの】

- ・ 市民が自治を担う主体であることを規定し、自覚と責任を促すものであること。
- ・ 助け合いの意識を高め、啓蒙するものであること。

【市民と議会、行政の関係を定めるもの】

- ・ 決定権を委ねてきた議会と行政、自治の主体である市民との関係を明らかにするものであること。
- ・ 市民と、議会・行政をどう関係づけて組み合わせればよいかを考えたい。
- ・ 市民とともに歩む市政の姿を明確にし、市民による市政の確立を目指す。

【議会運営、市政運営を変える】

- ・ 今までの市政運営が継続することは問題で、市政や行政運営を変えるために自治基本条例が必要だ。
- ・ 新しい自治体経営を創り上げ、今後の社会に対応する。
- ・ 市政運営をぶれさせないものにする。
- ・ 市の課題解決の羅針盤として活用する。
- ・ 市民に分かりやすく市政を表現し、みんなが市政に関心を高める条例に。
- ・ 議会や議員の資質が向上し、議会活動が向上するものにする。
- ・ 条例ができることにより、市職員の自治に対する意識が向上し、行政運営が変わること。

#### 【市の課題解決の羅針盤】

- ・ さいたま市で問題が起きた時に、その問題・課題を解決できる羅針盤となるもの。
- ・ さいたま市の抱える問題の解決を助けるもの。
- ・ 自治基本条例が、さいたま市の問題・課題解決の明確な判断基準となるもの。
- ・ 市民にとって解決しなければならない課題があったときに、どういうルート、仕組みが考えられるか、あるいはその方向性を示すのが、自治基本条例の役割である。

#### 【地方自治法では不十分】

- ・ 地方自治法には、市民の参加権など足りない部分がある。
- ・ 制定された当初はともかく、現在において、地方自治法は時代に合わなくなっていると思う。

#### 【地方自治法やその他法律、条例でも十分では】

- ・ 地方自治法のような大まかな仕組みで十分ではないか。細かな点は他の法律や条例に定めである。
- ・ 行政運営の改善を図るなどの目的があったとしても、条例で細かく決めれば達成できると思えない。
- ・ 市民に対しても条例で定めることの効果がどれくらいあるのか。一人ひとりの意識の問題が大きい。

## 2. さいたま市自治基本条例のポイント

#### 【地方分権時代のさいたま市の主権を明確にする】

- ・ ここで、はっきりとは出ていないのが、「市」が主権を持っているということ。自治基本条例は、その中での議論である。市の主権の内には、団体自治と市民自治を含んでいる。「分権」という概念は、団体自治でのテーマであり、国との関係も、その範疇に入る。このことは地方自治法の考え方にも含まれているが、あえて、条例で宣言する意味があると思う。
- ・ 「市民自治」の勉強を重ねてきたことで、市民の自律、自立の大切さが分かってきたが、それだけだと「自治基本条例」ではなくて、市民だけが主役になった「市民活動」条例になってしまう。

#### 【市民自治の強化に重点を置く】

- ・ 人権の保障等は他の法律等で保障されているので、自治基本条例では、住民自治の必要性・重要性が認識されるようにするとともに、住民自治を一層強化・深化することにポイントを絞るものとする。
- ・ 他の法律や条例などとの重複は避けて、住民自治の強化を特徴としたものとする。この住民自治の強化を特徴とした条例を「さいたま市方式」とする。
- ・ 自治基本条例の本質である住民自治の強化・深化を図る。
- ・ 住民自治の一層の推進を目指す。
- ・ 自治とは、「市民自治」が基本。市民による、市民のための、市民のガバメント（統治）。
- ・ 「市民が主体」ということについては、「補完性の原理」「近接性の原理」という考え方が重要だ。直接民主主義に基づく間接民主主義ともいえる。
- ・ いかに「市民が主役のまちづくり」が実現できるか。
- ・ 市民が自治に目覚め市民主体の自治の実現を通して、市民が行政に参加したくなるようになること。
- ・ 「新しい公共」という考え方をどう具体化するかが、さいたま市の独創性になる。お互いの「自立と自律」を軸に考えたい。
- ・ 市民の自治意識を醸成する内容を持った条例にする。
- ・ 市民が自治に目覚めること。
- ・ 市民主体の自治のあり方を明確にし、市民主体の自治の実現を容易にすること。
- ・ 策定プロセスを通して「私」を変えることが必要である。私は、これまで出席したことがなかった地元自治会総会に、今回検討委員会の委員になったことをきっかけに、初めて出



席した。

- ・ 行政と市民の新しい関係を構築した条例とする。
- ・ 参加や協働の定着は、「お上をお願いする」という意識から「主体」としての意識改革になると思う。市民に意識の中に陳情・請願という言葉がなくなるだろう。
- ・ 市民の参加を重視した条例にする。
- ・ いろいろな参加の仕組みを用意する。
- ・ さいたま市にはいろいろな活動があり、それらが参加でき新しい力になることを目指す。
- ・ 行政が市民活動の良さを再認識できる条例にする。
- ・ 条例を契機に市民活動が盛り上がる条例にする。
- ・ 条例は自律と義務、責任をキーワードにする。
- ・ 暮らしやすいまちをつくるための市民が守るべきルールを示す。
- ・ 市民が「生きがい」を感じられる生き方ができるように、権利と義務を明確に定めた条例とする。
- ・ これまで、地方分権の進展など団体自治の方が強化されてきており、市民がしっかりしないといけない段階、時期になっている。
- ・ 「市民自治」という言葉が曖昧なままになっている。
- ・ 「市民自治」という言葉の意味するものとは何か。
- ・ 市民と市長、議会は対等の3者ではない。議会・市長は、市民が選ぶ「装置としての性格」を持っている。
- ・ だからこそ、市民の自覚と責任が問われている。
- ・ 市民の責務とは、良い市にするための、自覚的な生き方である。
- ・ とすれば、これまで行政頼り、任せっきりであったが、選んだ責任が問われている。気概を持って、新しい公共を120万市民でつくっていかうじゃないか、というのが市民自治である。
- ・ 市民の力が強くなると議員も変わる。市民が自治の根幹である。
- ・ 市民に対して、これまで使われてきている「住民自治」の強化が必要な時期であることを強調する。
- ・ 「住民自治」が良いか、と問われれば、新しい言葉である「市民自治」のほうが良い。
- ・ 「市民自治」という言葉が分かりづらかったらその説明が必要だ。
- ・ “自治の主体は市民である”ことを、しっかり謳うことは、自治基本条例にとって、大切なことだ。
- ・ 「市民自治」とは、市民の自立的な関わり。実際のところ、地域に対する住民の関心は割合と冷淡であるので、やはり、「市民自治」という表現をはっきり打ち出し、その実現を目指していくことが重要である。

#### 【権力の規制と構成、両面を規定する】

- ・ 「権力規制」と「権力構成」のどちらかではなく、2つの機能が必要だ。
- ・ 行政や議会についての規定と、市民の意識や活動を盛り上げる規定の両方が必要だ。
- ・ 市民、議会、市長の責務と権限のバランスが大切だ。
- ・ 市民と議会、行政の役割を明確にした条例とする。
- ・ 市民が代表として選んだ議員の決議権（決定権）と、市民の自治との関係について整理が必要だ。

#### 【権力の構成を重視する？】

- ・ 「市長（執行機関）及び議会」の仕事の中には、「市民に対して行う仕事」と、「市民には直接的には関係のない仕事」がある。後者の「市民には直接的には関係のない仕事」については、条例であれこれ定めても一般の市民には理解できないし、関心がないことではないか。

#### 【自治を担う人材（市民・議員・職員）づくりを重視する】

- ・ まちづくりに関心がない人も関心が持てるようにしたい。
- ・ 少子高齢化、財政の悪化などを背景にして、これからは行政に頼るのではなく、市民がま

ちをつくる時代だ。市民の意識改革が必要だ。

- ・ たとえば、高齢者がもっとまちづくりに参加できるはずであり、チャンスである。市民も汗をかく、参加意識を持たなければならない。
- ・ さいたま市の特性として、多様な人材がいることが挙げられる。しかし、そうした人の多くはまだ潜伏している。そうした多様な市民を自治を担う人材として発掘することが課題である。
- ・ 自治を担う人づくりを重視した条例にしたい。
- ・ 役割分担を考え始めると組織論で終始する場合がある。まずはまちづくりや人づくりから考える。
- ・ 市民一人一人が自治をつくる人になっていくための学習や啓発などの仕組みを大事にした条例にする。
- ・ 行政職員は、市民と対立関係にあるのではなく、市民の一部だという意識を持つこと。
- ・ 市職員や議員は、組織を守るのではなく、「市民のために働く」という意識を新たにしてほしい。市職員や議員の意識改革にもつなげたい。
- ・ 自治を担う人材づくりを重視する。
- ・ 自治の担い手である市民の意識改革を重視する。

#### 【市民の信託による市政のあり方を明確にする】

- ・ 市政は市民の信託によるもの、という意識を定着させるため、これを明文化したい。
- ・ 市民が自治の主体、ということは、そのために議会と行政があり、市民とどのように関係付けるかが重要だ。
- ・ 市民の自治がしっかり確立されていれば、議会(政治家)と行政(市長)をチェックでき、議会、行政の暴走を止めることができる。
- ・ 住民や市民の自治が確立され、行政をチェックできるようになると、市政が見えてくるとともに、行政の動きに理解、納得する部分も出てくる。行政を身近に感じられるとともに、行政が発展していくことが期待出来る。

#### 【自治における区や地域 = コミュニティの役割を明確にする】

- ・ 区の役割をはっきりさせた内容にする。
- ・ 現状では、区独自のまちづくりの予算が少なく、区自らまちづくりを進めるには困難な状況で、区独自にまちづくりに取り組める行財政の組織となるように条例の中で考えたい。
- ・ 各区の特徴をそれぞれ条例に盛り込みたい。例えば、浦和、大宮、与野、岩槻の歴史を表現し、それでいて全体を結び付けるものが表現できればよい。
- ・ 様々な決定権をなるべく小さな単位にすることが自治のあり方だ。
- ・ 自治の範囲は身近なエリアからスタートするものと思う。そのためにも、区や地域に自治の権限を。
- ・ 市民と行政の役割は課題によりその比重が変化する。地域が狭くなると、市民の関わる課題も増えてくる。
- ・ 安心して暮らせる地域、連携がとれる地域。
- ・ 地域自治について、さいたま市らしい工夫の導入を。
- ・ 他自治体のコミュニティに関する規定を見るとそれぞれに大きく異なる。もっともその自治体の特徴が出る部分だと感じた。
- ・ 合併により議員数が減るなどして、市民一人ひとりの声が市政に届きにくくなっている。
- ・ 合併してから、旧与野市の地域で暮らす実感として明らかに人間関係が希薄になったと感じる。
- ・ これまでの議論の中でも、自治会、公民館、学校区、区などさまざまな大きさの「地域」がどうあるべきかについて意見が出されている。
- ・ 財政面など合併によるメリットもあるのだろうが、コミュニティを考えるのであれば小さな規模である方がよい。
- ・ さいたま市自治基本条例の特徴として、「コミュニティのあり方」に限定した規定としてはどうか。

- ・ ちょうど合併して10年を迎える時期に自治基本条例を制定するのだから、「地域」や「コミュニティ」のあり方を再検討するよい時期である。

#### 【具体的な変化を起こす条例にする】

- ・ 自治の憲法 = 市としてのアクションプランの根本になるもの。理念だけでなく、自治基本条例をもとにしてアクションに移せるものにする。
- ・ つくって終わりにしないで、具体的な変化を起こす条例にする。
- ・ 市民や行政が、条例で、新たな取り組みがいろいろと出来る内容にする。
- ・ 実際の活動の場面でどう役立つ条例になるのか、シミュレーションを。
- ・ 市民が提案しようとしている『まちづくり条例』の裏づけとなる条例にしたい。
- ・ さいたま市を活性化するものを組み入れた条例とする。

#### 【市民と市政の関係のインデックス化】

- ・ 市民にとって、市政に意思表示を行うための手続、制度、仕組みは既に多々あるが、全体像が分からないので、それをインデックス化して分りやすくするのが自治基本条例の目的だと考える。
- ・ そのため、制定後の普及啓発もあわせて重要になる。学校教育との連携なども考えたい。

### 3. さいたま市自治基本条例の性格

#### 【オリジナルな条例】

- ・ さいたま市オリジナルの条例がつかれるか。
- ・ 議会に認められるような、特色のある条例にしたい。
- ・ 他の自治体の自治基本条例は、憲法的なものが多く、従って“総花的”である。総花的な自治基本条例ではいけない。

#### 【新しいスタンダードとなる条例】

- ・ 現在、たとえば二セコ町の条例が有名だが、これからの“見本”となるような他市に誇れる、新しいスタンダードになれる条例を目指す。

#### 【市政を分かりやすく表現し、市民の関心を高めるための条例】

- ・ なぜ市政が日々の生活の中に見えてこないのか。どこに原因があるのか。
- ・ 市民がやるべきことを条例で規定して市民意識を底上げできるとよい。
- ・ 自治に関心のない市民に呼びかける機能を持たせたい。
- ・ 条例は、関心を持っていても参加に二の足を踏んでいる人たちの背中を押す役割を持たせるとよい。
- ・ 関心を持っていても参加しないのはだめなのか。体力的・時間的な問題で関心があっても参加できない人がいる。
- ・ この条例に基づいて人の輪を広げるために努力し続ける必要がある。20~30年の長期的なビジョンが必要だ。
- ・ 名称は「さいたま市『住民自治』基本条例」とする。意図的に「住民自治」を名称に入れその真の意味を理解してもらう。
- ・ 市民の関心を喚起するために、市章、市の歌、市の歴史を自治基本条例に盛り込みたい。
- ・ 市の組織体制、条例体系など、市のあり方、市役所のあり方を一目で分かるように表現するためのツールとして自治基本条例を使えるのではないか。
- ・ 市の構成として、10区の成り立ち、市の組織体制、環境や社会福祉など市の課題を表現する。

#### 【分りやすく説得力のある条例】

- ・ たくさんの市民に分りやすく、納得のいく文章で書かれた条例にする。
- ・ 一読して分かりやすい条例とする。

#### 【法令の範囲内かつ重複しない条例】

- ・ 日本国憲法や地方自治法の範囲内での条例であるべき。
- ・ 人権の保障等は他の法律等で保障されているので、自治基本条例では、住民自治の必要性・

重要性が認識されるようにするとともに、住民自治を一層強化・深化することにポイントを絞るものとする。(再掲)

- ・ 他の法律や条例などとの重複は避けて、住民自治の強化を特徴としたものとする。この住民自治の強化を特徴とした条例を「さいたま市方式」とする。(再掲)

【他の法令との重複や強化も可とする?】

- ・ 憲法や地方自治法、市の条例などで制限するものを個別に定めてあるが、重要なものは二重になっても書き入れる、又は、強化する視点で検討する。

#### 4. さいたま市のめざすまちの姿

- ・ 市民意識調査結果を見ると、さいたま市の魅力は小さく、特に、若い人は魅力を感じてない人が多い。年配の方との魅力に対する認識の開きがある。
- ・ 「まちの姿」を細かく記述することは条例の本旨ではなく、総合計画との関係、取組み方で処理できる内容であり、条例の性格にもよるが、前文に盛り込むレベルで良いのではないか。

【美しい自然の残るまち】

- ・ 見沼たんぼなどの美しい自然を残すことを示す。
- ・ 見沼たんぼの保全については、約20年前からトラスト運動が立ち上がっているようだが、現状の活動は「たんぼの保全」を強調しており、「たんぼの活用」に視点が向いていない。宮代町は「農のまち」としてPRしている。さいたま市でもそのような取組が必要ではないか。
- ・ 見沼たんぼと都市の共存するまちとして積極的に農をPRしていくことが必要。

【美しいベッドタウン】

- ・ さいたま市は住宅地なので、美しいベッドタウンとして形成されるまちをめざすことを示す。
- ・ さいたま市に住んで良かったと思えるまちにすること。
- ・ 120万人の人口を有するさいたま市が「日本に誇れるまちづくり」、「日本一のまち」として確立されること。
- ・ 例えば、リッチではないけど、それを忘れられる良いまちにすること。
- ・ 市民が生活に不自由を感じさせないまちをつくることを目的とした条例にする。

【安全・安心に暮らせるまち】

- ・ 戦争不参加、非核などの宣言をしたい。
- ・ 治安や防災対策によって安全、安心に暮らせるまちにしたい。
- ・ 目指すところは、市民が安心して住める市ということである。

【持続可能な循環型社会】

- ・ 次世代が活用できる環境を残したい。
- ・ 持続可能な社会をどのように作りあげるかを示した条例とする。

【伝統的な文化や芸術の伝承】

- ・ さいたま市にあった伝統的な食文化や芸術、お祭りを伝承したい。昔あったものを掘り起したい。家族や地域の輪が大切だ。

【子どもがいきいきと遊べるまち】

- ・ 子どもに遊び場をつくりたい。子どもに配慮したまちづくりを。

【男女共同参画を推進するまち】

- ・ 女子教育に携わってきた体験から、「男女共同参画社会」の推進、「幼保一元化」の推進などが図られるまちにすること。
- ・ 市民が男女共同参画でまちづくりを行う「自治」の実現を示した条例とする。
- ・ 男女共同参画のさいたま市としてのあり方を文章化したい。例えば幼保一元化など。

#### 【市民活動の活発なまち】

- ・ 全国の自治体の中で最も市民活動が活発な市を目指した条例にする。
- ・ NPO法人の活動や女性の育児、高齢者の生きがい保障される社会のための条例とする。

#### 【市財政の安定】

- ・ 結局のところ市民参画が良好であるなら、財政的な無駄が無くなり健全化する。日本一の財政安定の市にしたい。

#### 【少子・高齢化への対応】

- ・ 少子・高齢社会にどのように取り組むかを示した条例にする。

## 5. さいたま市の自治のかたち・理念

### (1) 自治の担い手

#### 【市民、議会、行政】

- ・ 自治は、市民、議会、行政が担う。
- ・ 市民起点、市民視点の発想を持つことが必要だ。
- ・ 自治を担う主体は「市民」であるとともに「行政」も協働者である。
- ・ 治者と被治者の自同性、つまり、政府を治めていく者と、治められる者を同一視できる状態を確立できることが必要とされている。
- ・ 市民が主体であるが、市長、市職員等の行政、議会が一体となって自治を運営する。
- ・ よく「市」というが、行政だけを言う場合と、行政、市民を含めた総体として言う場合がある。きちんと定義をした方がよいと思う。
- ・ 全体としては、市民や行政など総体として捉える。そして、具体的に役割分担をする場合は、その中を市民、行政などに分けて考えればよいのではないか。

#### 【自治会の役割】

- ・ 「自治」というと「自治会」のイメージがある。
- ・ 旧市街地部分などでは、古くからの住民が中心となり新住民があまり参加せずに活動している自治会がある。今後、団塊世代の参加などにより、自治会の役割や機能の進化が期待される。
- ・ 市民にも、市民自らが自治会活動に参加していないと、自治会の持つ機能を担えないという自覚を持ってもらうことが大事である。
- ・ 一方、自治会長などは、元気で時間のあるリタイアした人等しか出来ないのも現実である。
- ・ 将来、地域で個人の情報を共有しないと危険な状態になる。災害時や孤独死などに備えて、誰がどこに住んでいるのかを把握する必要がある。
- ・ 民生委員は知っているが、守秘義務があり、いざと言う時に地域で支えあえるかどうか分からない。
- ・ 住民の高齢化に伴って、最近になって自治会に加入し直したマンションがあった。自治会への期待は大きいと思われる。
- ・ 地域の自治に関して、自治会の役割は大きく、自治基本条例で何かしら位置付けることを考えたい。  
自治会はあくまでも任意の団体であり、その位置付けにおいて現在うまく機能していると考えているので、条例で位置付けられ、過度な期待をされるのは困る。
- ・ 多くの住民にとっては自治会の活動が見えず、魅力や役割が分からない。自治会も、議会も行政も、『見える化』が重要だ。

#### 【幅広い「市民」のとらえ方】

- ・ 「市民」の定義は幅広く考える。
- ・ 住む人、働く人、学ぶ人、一時的にとどまる人。市の市民活動及び協働の推進条例の規定と同じ。
- ・ 市に住む子どもから大人まで。
- ・ 「市民」の規定については、市民活動及び協働の推進条例における「市民」の扱いを尊重

しながら調整する必要がある。

- ・ 住所を有する者、通勤通学者、NPOなどの活動を行っている団体及び人、企業、地縁団体。
- ・ 市民には在住、在勤、個人、法人、外国人も含む。
- ・ さいたま市は、多くの市民の社会的な活動で成り立っている。市民の定義を幅広くとったものであること。住んでいる人だけでなく、働く人、学ぶ人、活動する人などを含めて考える。
- ・ 市職員も市民の一人であるという自負を持ってほしい。
- ・ さいたま市に税金を納めている人、その家族。企業、学校などの団体も税金を納めているので「自治の担い手である市民」と言える。
- ・ 住民だけでなく、働く者、学ぶ者、活動する者を市民と考え、自治の主体と考える。
- ・ 市民は全てを対象にする。例えば住む人、働く人など。また、既に亡くなった「過去の市民」やこれから生まれる「将来の市民」も加えてはどうか。私たちは過去・現在・未来とつながっている。そうした時間軸を意識してもよいのではないか。
- ・ いわゆるヨーロッパで実現してきた「シティズン・シップ」としての「市民像」とは、ただ住んでいるだけの「住民」ではなく、権利とそれに対する責任を果たすものだ。
- ・ この意味での「市民」とは、日本には馴染みにくい言葉だろう。公共的なことを市民が担う、という意識になりにくい。古くから行政組織を「お上」と呼んで、お願いしたり頼ったりしてきた文化がある。市民にも行政にも、その意識改革が必要。
- ・ 現在では、EUなど、人・物・金の流れが国境を越える動きも出てきている。これは「世界市民」の出現と言えるのではないか。
- ・ 日本では、以前は、世間といわれるものや村落共同体があり、そこに属していれば権利が守られていた。しかしそれが壊れている現在、個人が直接に社会とつながらざるを得ない。そのため、いまこそ、一人ひとりが「責任のある市民」としての自覚を持つべきだ。
- ・ その意味を強調するために、条例の名称を「市民自治基本条例」として、「責任ある市民像」を浸透させるためにこの条例を使いたい。
- ・ 「シティズン・シップとしての市民」という考え方であっても、国はなくなる。その土地特有の文化、歴史、言語は特有のもの。「国家」という制度的なものではなく、「くに」という概念で考えたい。「さいたま市」においてもこのような感覚で広く「まち」「さいたま市」を捉えられないか。
- ・ 「市民」はなるべく広く捉えたい。さいたま市をかたちづくるのは住んでいる人だけではない。働いている、ということでは、行政職員も議員も市民である。
- ・ 自治体職員も市民であり、自治体運営の基本と言える。
- ・ 議会、行政も一緒にやってもらわなければ出来ない。

【自治の主体は「住民」に限定すべき】

- ・ 自治の主体に「住民」は欠かせない。
- ・ 自治の主体である市民とは、住んでいる人。
- ・ 自治基本条例における自治の主体である「市民」は、地方自治法第10条にある「住民」に限定すべきだ。
- ・ 「住民」とは、権利がある一方で、負担を分担する義務を負っている者であり、権利と義務をあわせて考えたい。
- ・ 「シティズン・シップとしての市民」という考え方は、突き詰めれば、「国」「国家」という概念が壊れてしまう方向に行くのではないかと心配する。
- ・ 自治の主体を、住民以外に拡大してしまうと、実際にそこに暮らしている多くの一般の人のための自治にならない可能性があるのではないか。例えば、ある目的で集まった集団が思想的、政治的な言動をして、それがあたかも市民を代表するかのようになってしまうことがあるのではないか。

【具体的な権利ごとに対象者を限定すべき】

- ・ 市民は幅広くとらえるが、意思決定に参加するものは、その内容により具体的に規定する

必要がある。

- ・自治を担う主体の定義は必ずなければいけないのか。年齢や在住・在勤の有無など、細かく決めても例外が出ることもある。
- ・定義は、必ずしもしなくてよいと思う。最初は広く大まかにし、市民投票などの具体的な権利については、そのケースごとに定義すればよい。

【いろいろな立場の人を視野に】

- ・自治の主体は、ひとりひとりの市民。問われるのは、多様な市民の存在への想像力。
- ・子どもや障害者、外国人等、どのような市民にも当てはまる内容の条例にする。
- ・多様な市民の存在を大事にする。
- ・「市民」には多種多様な人がいることを理解する。

【次代の担い手である「子ども」についても検討】

- ・自治の主体には、次代を担う市民として「子ども」も加えたい。
- ・文教都市として、未来を担う子どもを重視して考えたいが、教育との関係でどのように位置付けるかは検討課題だ。
- ・早くから「子どもたち」にも広く参加してもらおう制度の検討を。

【市内の企業について】

- ・さいたま市の産業（企業）を条例の中でどのように扱うかは課題と考えている。
- ・さいたま市に住み、さいたま市の企業に勤めている人も多い。また、企業の中には地域に役立ちたいと考えている企業もある。企業も人として市民に位置付けてもよいと考える。

【外国人の位置付けについて議論が必要】

- ・委員会として、「外国人」に関する共通見解を持とう。普段の生活の中では、仲間であり、市民であることは当然であると思う。一方、具体的な制度設計のなかで、詰めた議論が必要である。

## (2) 自治のかたち・理念

【市民による自治】

- ・自治とは、自ら治めること。
- ・政治・経済・社会は成熟し、あらゆるものが変わった。今は、自分たちの問題は自分たちで処理する必要があり、自分たちのことは自分たちで決める時代だ。
- ・自らのことは自らが行う。市民自らの意志で自治体を運営する。
- ・市民の中には自治体運営に無関心な人たちがいる。彼らの関心を引き出し、多くの市民に自治の場に参加してもらうことが重要だ。
- ・参加 協働 部分自治 自治の順でレベルが上がっていく。
- ・市民自治、地方自治、住民自治など。それぞれの主体が行う自律した活動や行動。
- ・「自治＝自ら治める」。主人意識。
- ・「自治」とは、「市民参加」や「協働」を内包する概念。
- ・まちのあり方についての主体的な担い手としての市民の自覚と責任が必要。
- ・「自治＝自ら治める」。この「主人意識」は「自己中心」であってはならない。
- ・「さいたま市の自治」は対「国」に対しての自治であり、「区の自治」は対「さいたま市」に対しての自治であり、その根本にあるのは「市民の自治＝住民自治」である。

【補完性の原理】

- ・個人や小規模グループのできないことだけを政府がカバーするという考え方を基本にした、相互補完の原則を持った自治とすること。
- ・共助、自助、互助の社会であること。
- ・若い人が社会参加をしやすいようにするため、自治会の在り方を再度検討することが必要だ。
- ・市から区への分権、市からNPOや自治会など市民資源への分権という流れをどうつくりだすかが考えられなければならないのではないか。

【市民・議会・行政が共通の目的を持ち、それぞれの役割を果たす】

- ・ 議会、市民、市長、市職員それぞれが役割をもって自ら治めることが自治だ。
- ・ 市民、議会、行政は、共通の目的をもって活動することが大事である。
- ・ 「市民」「議会」「行政」の関係の宣言が必要。
- ・ 議会の役割、行政の役割、市民との関係が明確になるような条例を。
- ・ 市民と行政の役割は課題によりその比重が変化する。

【市民による意思決定への参加】

- ・ 自治は市民が自らを治めること、市民が市政の意思決定に参加することである。意思決定への参加には、直接的に関与する市民もいれば、他人を通じて間接的に関与する市民もいる。参加の仕方にもいろいろな形があることを理解した上で自治を考えることが重要だ。
- ・ 市民要望が市政に反映されること。
- ・ 現状は、市民の声を反映するシステムが不明確。これを明確にすること。
- ・ 自治を生かすのは主権者の責務であり、市民が積極的に参加していくことを目指す市政であること。
- ・ 市民には義務もあり、エゴは許されないことを前提にする。
- ・ 「市民参加」と「協働」は区別する必要がある。
- ・ 「市民参加」とは、行政のやることに市民が協力するイメージだ。

【自己決定・自己責任】

- ・ 地方分権一括法により、国と地方自治体の関係が上下から対等になった。地方自治体は「自己決定」「自己責任」の考えに基づいて、市民参加により市民が自主的に問題解決ができる自治体運営を。
- ・ 自己決定と自己責任による社会であること。
- ・ 自治とは、判断と責任を持つことだ。
- ・ 自主・自立のまちのために憲法をもつ。

【自己決定・自己責任の表現に配慮】

- ・ 「自己決定・自己責任」という言葉は得てして強者に都合よく使われることがあるので、弱者にも配慮した表現が必要である。

【自律的地域経営】

- ・ 市民により自律的地域経営ができる社会であること。
- ・ 市民が市の財政を理解することが必要だ。
- ・ 市民が地域の生活を自主的に運営していく社会。
- ・ 身の回りの問題から権限を持って活動できるようにする。

【市民と行政が共に何をできるのか = 『協働』が大きなテーマ】

- ・ そもそも、自治基本条例の制定が必要とされる背景には、市政への参加も含んだ広い意味での「協働」の必要性があると思う。
- ・ 「協働」とは、危機管理の側面から考えると分かりやすい。例えば災害や財政破綻などの「困った状況」になったとき初めて、人とつながろう、ネットワークが必要になると思う。
- ・ この意味では、「協働」とは、市民や行政の権利・責務、制度などを語るのではなく、「みんなはどうするのか？」という運動として考えるべきだと思う。
- ・ 協働を位置付け、その役割を示す。
- ・ 市民、議会、行政を対立的に捉えたくないが、行政は、一般企業がそれぞれの価値基準を持っているように、市民とは別の独立した価値基準を持っている。市民にもいろいろな人がいる。すべてが全く変わった方が良いとは思っていない。発想が違ふところで、持ち味を生かして、うまく役割分担の出来る方法を考えたい。
- ・ 両者が意識を変えていく、その土台をつくろう。少しずつ変わっていく土壌はあると思う。どのように変わっていくべきなのかが、これからの議論の“芯”である。
- ・ 市民、議会、行政の信頼関係をつくっていくことが市民自治の出発点として不可欠である。
- ・ 市民、議会、行政が一緒に考え、活動するテーブルが大事である。
- ・ 「協働」が最も重要な概念だ。



## ．具体的検討の枠組み

これまでの意見から整理した検討事項

権力の「構成機能」と「制限機能」の重複について

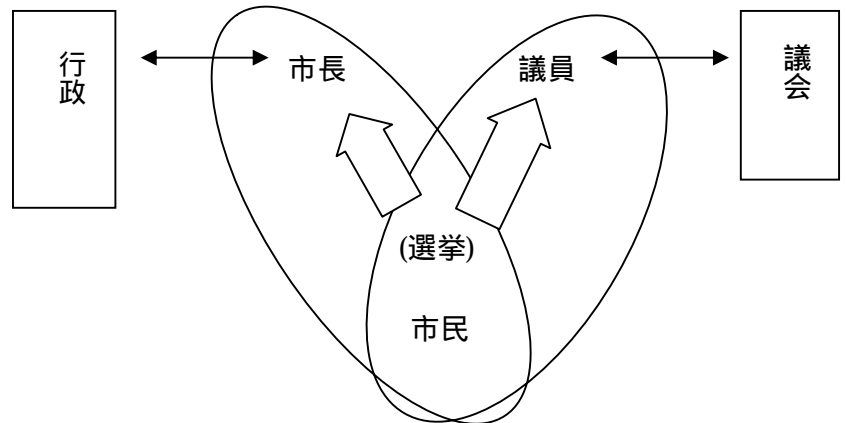
- ・ 例えば情報公開など、制限機能と構成機能にはどちらにも採れるものがある。どのように整理するか。
- ・ 重複してもよいから両方の面で考え、まとめる段階で、市民からみて重要と思われる視点から整理したらよいと思う。

『権力の構成』とは

- ・ 権力を「構成」するということは、市民が参加もしくは参画することによって、権力の決定に加わっていくことではないか。
- ・ 「市民が権力をつくるには」という議論の前に、「権力をどう考えるか」の議論が必要である。
- ・ 権力とは「人の運命に関わることを左右する権限」ということではないか。例えば「道路を造るから家を移れ」ということもあるし、ときには「国のために命を差しだせ」ということもある、そうした人の運命に関わることを決める権限ということだと思ふ。
- ・ 権力を「制限」するということと、権力を「構成」するということとのつながりが見えない。
- ・ 「協働」ということについても、市民と行政が公共的な事業を一緒に担っていこうということであり、行政の仕事を市民が手伝うということではない。市民と行政が“一緒に決定”していくということ、市民と行政がともに決定権をもつということであるべきではないか。
- ・ 市民は、二元代表制という制度の中で、4年間の任期という条件で、市民が選んだ議会と市長に権限を委ねているはずで、行政に決定権を委ねているわけではないはずではないか。
- ・ 「権力の構成」とは、市民が議会や市長に委ねている権限に、市民がどう働きかけをしていくかということではないか。議員や市長を市民が選ぶことは、白紙委任をすることではないはずで、自分たちが選んだ議員や市長が行使する権限を、市民自身が監視し、意見を述べ、働きかけていくことではないか。
- ・ 二元代表制という制度のなかで、市民は選挙権を持っているのだから、すでに市民は権力を持っているといえるのではないか。
- ・ 市と市民との関係、国家と国民との関係はイコールの関係としてみていいのか。憲法には国民が主権を持っていると謳ってある。
- ・ 市民の代表である市長が、物事を決める権限を持っていることと、国会で選ばれた首相が物事を決める権限を有していることとは、市民の立場からは、本質的に異なる制度である。
- ・ 「市を構成するのは市民だ」ということをもっと強く認識すべきである。その市民が議会に意思決定を委ね、決定したことを実行に移すのが行政であるという構図であるべきではないか。
- ・ 市民が、主体的に自分たちの選んだ議員や市長に働きかけて、意思決定と執行に参加、参画することが権力の構成に結びつくのではないか。
- ・ 市長と行政職員との関係について。例えば、学校給食をよりよい方向にしたいということで市民が行動をしても、実態は教育長が権限を持っているケースがある。実際には行政が権限を強く持っている印象がある。
- ・ 市における権力の構成を図に示すと次のような構図になるのではないか。
- ・ この構図からは、権力を委ねた市長、議員、そして権力の源泉である市民との関係は、バランスが取れているといえる。
- ・ 市長を選んだのは市民であり、議員を選んだのも市民である。権力の構成、権力への参加とは、「市民と市長」「市民と議員」の関係をもっと密接な関係にする、市長や議員の位置

をより市民に近い関係にもっていくことではないか。

- ・ 市長は暴走することがあるから、それに対しての「制限」をすることは必要である。
- ・ この図をもって権力の構成のイメージが共有できた。



## 1. 市民の自治(構成機能)

### (1) 市民の権利・責務

#### 【主権者としての市民】

- ・ 市民は、単なる「有権者」ではなく「主権者」として位置付けたい。
- ・ 単に行政運営に参加するのか、自ら自治を担うのか、市民の意識は、どこまで考えているのか。
- ・ 自己責任を持つ社会に。
- ・ 義務と責任を持ち、権利を求める。
- ・ 単なる苦情、要望出しでは、ダメ。
- ・ 市民からの政策提案権を保障する。

#### 【市政やまちづくりへの参加】

- ・ 市民は、市政や自治について意見を述べ、行動することが求められる。またその場が保障されなければならない。
- ・ 自治会とNPOを、市民自治の主体となる市民をつくり出す機能として、位置付けたい。

#### 【法を守る責務】

- ・ 市民、住民は、法を理解し守る責務がある。
- ・ 市民が不当な権力を持つことは規制する必要がある。
- ・ 「法を守ること」を前提にした市民の権利・責務がある。

#### 【区民同士のコンセンサスづくりとは】

- ・ 市民が行政や議会に意見を言う場ができたとしても、市民同士のコンセンサスをどうつくるのが重要だ。その方法を考えたい。
- ・ 市民から発言された意見を市民が聞くこと、情報の集約が必要だ。

#### 【企業・事業所の社会貢献活動】

- ・ 「市民が主役」と言われるが、「市民」の中には市内の企業や事業所も含まれる。企業も市民としてまちづくりに参加してほしい。
- ・ 最近では企業側の意識が、お金だけ寄付する、ということではなく人、労力も提供したい、というように変わってきている。

### (2) 人づくり

#### 【市民の意識改革】

- ・ 市民一人一人が自信を持って参加しないと、主体的な参加は難しい。そのため、市民が参加するための自信をつけていくことが重要だ。

- ・ 市民一人ひとりが政治的な教養を持つこと。
- ・ 参加を促す人材づくり。
- ・ 市民が主体的に関わるのが大事。
- ・ 自らの発言と行動に責任を持つ。
- ・ 「コミュニティ」のほかに重要な視点として「人材育成」「人づくり」が挙がっていた。これを具体的な仕組みとするにはどのような方法があるのか。

#### 【市民活動の支援】

- ・ NPO などの市民の活動を支援する。
- ・ NPO の支援により、市民活動の活性化、財政再建も果たせると思う。
- ・ さいたま市を活用した市民活動のあり方を考えたい。例えば、若手の市内農家の手伝いを就活中の青年が行って、青年の自立のための活動とするなど。

#### 【地域の人材 = 人財づくり】

- ・ 「地域にどんな人がいるのか」ということが分からなくなっている。人間関係が希薄になっている。これが分かれば、ちょっとした助け合いができる地域になる。
- ・ 自治会を運営する中で、地域の人材のリストがあればプロジェクトごとに声を掛けて協力をお願いしたい場面もある。
- ・ 各種、生涯学習の講座等の卒業生が自主的な活動を継続している例は多い。
- ・ 町会、自治会への参加はやはり大切だ。条例でなにか規定できないか。
- ・ 『人づくりは環境づくりから』だ。例えば自治会に無理に加入させようとしても上手くいかない。これから引越してくる人も入りやすいようにする工夫が必要。
- ・ その意味では、地域や町会のイベント、特に伝統的な祭りは非常に上手い仕組みだ。盆踊りが廃止になって地域の間人間関係がなくなったという例もある。伝統的な祭りは残していかなければならない。

### (3) 情報共有

#### 【参加・協働の前提となる情報共有】

- ・ 行政と市民が同じ情報を持っていることが参加と協働を進めるための条件だ。
- ・ 情報は市民のものであり、市民には情報を知る権利がある。
- ・ 本来、市民が情報を持っているものだが、圧倒的な多くの情報を持っているのが権力者たる行政である。行政には、情報はすべて公開するという姿勢が必要だ。
- ・ どこにどのような情報があるかを、市民に分かるようにする透明性が必要だ。

#### 【市民に分かりやすい情報提供】

- ・ 詳しく分りやすく、市民に納得のいく情報提供を行ってほしい。
- ・ 行政の仕組みが縦割りとなっていて、その中で情報公開されるので、個々の情報が全体のどこに位置付けられているか分からない。今の情報公開制度では、総合的な視点から、情報の中身や意味を判断することが市民には難しい。体系化された情報公開の仕組みをどのように作っていくか。
- ・ 情報は参加や協働を進めるうえでも必要だが、参加しない市民にとっても重要で、その時の情報の内容・提供方法は違ってくるので、工夫が必要。
- ・ あまり参加を考えない市民にとっては、市・市政が自分のためにあることや、今何をやっているのかが分かる情報が重要である。

#### 【情報を読み解く市民の育成】

- ・ 市民は、どこにどの情報があるか理解し、情報を読み解く情報リテラシー（知識 + 技術）能力を持つことが必要だ。その支援をどのように行うか。

### (4) 参加

#### 【議会への参加】

- ・ 市民が議会に参加することが必要。選挙だけではない方法を検討したい。
- ・ 公聴会や説明会などの事例がある。

- ・ 議会基本条例では抽象的にしか書かれていないので、議会への市民の意見反映・参加について触れる必要があるのではないか。
- ・ 市民の多くの人が参加の仕組みが分からないために市民の力が発揮されていない。その参加の入口を丁寧に示す条例にする。

#### 【各行政機関と市民との関係】

- ・ 教育委員会等の各種機関の役割、市民との関係を明らかにする。

#### 【効果的な参加の場づくり】

- ・ 市民が積極的に参加しやすい方法と工夫が必要。
- ・ 限定された人の声を拾う仕組みではなく、PTA や自治会も含めて、広く意見を拾う工夫を。
- ・ まちづくりについて行政主体から市民参加で行うことを強化する。
- ・ 市民の多くは、行政に対して意見を言える機会があることを知らない。行政を身近に感じられない。
- ・ 多くの市民の声を拾う仕組みをつくる。PTA、自治会、保育園など。
- ・ テーマごとに相応しい団体、市民に意見を聞く、効果的な方法が必要だ。

#### 【参加の様々な制度】

- ・ 市民意見を把握するために、行政・議会は、身近な公聴会を積極的に行う。
- ・ 例えば都市計画の提案制度など、市民の提案権を保障する。
- ・ 市民の「異議申し立て」の権利を保障する。
- ・ 市民が自らの生活や環境に関して計画をつくる権利を保障する。
- ・ 市民が参加できる政策評価制度をつくる。
- ・ 市民が市政に参加するにあたり、その方法、システムを明らかにする。

#### 【市民意見の扱い、反映】

- ・ 市民の声を市政に活かす、巻き込むための機関が必要。
- ・ パブコメなど意見を聞く場があっても市民の意見が反映されていないと感じることが多い。むなしく感じる。
- ・ まずは、いろいろな人が意見を言える場を提供することが課題だ。

#### 【審議会等委員の選定方法の透明性等】

- ・ 参加する市民の数が増えても、同じ人が何度も手をあげたり、選ばれたりするような、参加の窓口が限られてものになるのは避けたい。
- ・ 委員会など参加する人々の選定の透明性・民主性を大事にする。
- ・ 例えばランダムサンプリング方式など、多くの市民の声が反映できるような参加の方法を考える。

#### 【公募委員の選定について】

- ・ 今回の自治基本条例について、20人中12人の公募市民を委員に選定して条例案を策定しようなどということは、ひと昔前の行政では考えられなかった。昔は、職員だけで条例案も作っていたし、委員会を作っても職員が原案を作って承認を得るだけの装置に過ぎなかった。今回は80人の応募があって、12人が委員になり、その市民自身が条例案を作ろうと論議している。そういう面からは画期的に進化しているといえるが、ただ12人を選んだのは職員であって、行政が根幹の部分を決めているという構造は残っている。もっとも、市民自身が市民委員を選ぶという形を想定すると、もともと条例を策定するのは議会の仕事であって、それは市民の投票で議員を選ぶということと変わらないことになる。行政の設置する委員会や審議会の委員を選ぶための市民委員会を考えるなど、まだ工夫の余地があるのではないかと思う。
- ・ 同じ人がいろいろな委員会等に参加し意見を述べるのは、幅広く市民の意見を聞くという考え方から逸脱するので、参加の制限も必要、テーマによっては無作為抽出など、多様な方法を活用する。
- ・ 審議会の委員の選び方を工夫する。例えば、和光市の松本市長がやっているような方法をやってみたい。(広く市民から抽選、応募者から選定。公募委員が多い。) 今回の検討委員会は、公募委員が半数以上であり、さいたま市としては初めてのケースであると思う。

- ・ 市民参加の方法を、裁判員制度のように抽選で決めるべき。市民意識向上の秘策になるのではないか。
- ・ 区民会議に区民の意見を代表させるなら、それなりの仕組みを考えるべき。

#### 【市民参加が特定の市民に偏らないような仕組み】

- ・ 自治を担う主体は市民であるが、市民参加が特定の市民に偏ったり、固定されたりすると既得権益が発生したり、特定の市民の意見が大きく市政に影響を与えることになるので、参加の方法や仕組みを工夫する必要がある。
- ・ 参加や協働を位置付けるあまり、特定の市民のための市政にならないようにする。
- ・ 参加と協働については、より抽象的に、具体的に書くべきではないと思う。
- ・ 特定の市民の声が大きく反映されるような仕組みは問題だ。

### (5) 協働

#### 【“協働”の現状】

- ・ NPO 活動を通しての現状認識としては、「行政がやるべきだ、あるいは行政といっしょにやる必要がある」といくら市民が主張したり要請したりしても、行政がやりはじめたり、行政といっしょにできるというものではない。むしろ市民は、行政はあてにできないからもう自分たちでやろうと独自に主体的に活動を続けてきた。そこに最近になって「協働」というキーワードで行政がついてきたと感じている。また、かつてに比べて公共的課題が次々と生まれて複雑化している。そうした状況の中で、「協働」というかけ声だけではうまくパートナーシップが進んでいるとは思っていない。「市民と行政の対等な関係とは？」と模索しながら活動しているというのが実情ではないか。
- ・ しかし、「協働」とは現段階ではスローガンであって、仕組み、制度として確立していない。
- ・ 「協働」と言いつつ立場が対等でないことがある。行政のお手伝いをする程度の市民参加なら協働とは言えない。また、意見を言えばそれで終わりといったケースも多い。

#### 【協働とは何か】

- ・ 「協働」とは、市民と行政が対等な立場で取り組むこと。
- ・ 「協働」「共同」「協同」これらの違いはなにか。
- ・ 「協働」とは、市民と行政の関係として具体的にはどのようなことか。
- ・ 市民、議会、行政を結びつける仕組みの創造と、基本条例での明文化。
- ・ 市民と行政が、ともに相手を認めながら、ともに一つのことを実現していくあり方を。
- ・ 『協働』という言葉の条例上の定義が必要。

#### 【協働の多様な形態】

- ・ 協働には二段階ある。第一段階は市民と市長との協働、第二段階は市民と行政との協働である。
- ・ 行政が主導するもの、市民が主導するもの、両者が対等で協働するものなど、いろいろな形の協働があってもよい。
- ・ いろいろな協働の形態があってもよい。A：行政主導・市民が協力、B：対等の協働 C：市民主導・行政が支援など。
- ・ 行政主導から市民主導まで、協力にもいろいろあり得る。

#### 【協働に求められる視点・姿勢】

- ・ 市民・行政・事業者等、協働の主体を対等なパートナーと位置付けたい。行政と市民がパートナーであるという意識が重要。そのための意識啓発や普及を積極的に行うことを重視する。
- ・ 助け合い、支え合うという視点を大事にする。
- ・ 市民と行政職員が同じ目的意識を持って活動すること。
- ・ 互いの信頼関係がないと協働は成り立たないので、日常的に信頼関係を構築する努力が必要だ。
- ・ 何のために協働するか目的意識、コンセプトを持つことを協働の前提としたい。
- ・ 協働の目的を常に明確にすべき。なんとなく一緒にやっているものが多いと感じている。

#### 【協働の制度的保障】

- ・ 行政と市民の協働の成功体験を積み上げることが重要である。
- ・ これまでも、区民会議やコミュニティ会議など協働を意図したものがあるが、その成果が市民に伝わってこない。
- ・ 協働の成果を市民に伝え、広げる仕組みを持つことが必要と思う。
- ・ やや、「市民」と「行政」をつなげる「間の役割」で使っている可能性がある。もう少し、活動的な意味で現実に動き出している例がある。鴻沼地域での環境問題への取組みなどをモデルとして、制度的保障に高めていきたい。
- ・ 市民と行政との「協働」について、具体的、制度的な保障を。現在モデル的に行われている事業でも、委託契約とかたちで処理が行われていて、例えば著作権は行政のものとなっている。「協働」を実現する仕組みを条例の中で組み込みたい。“できっこない”と言わず、「協働」の実現を目指そう。
- ・ 協働による課題解決のプラットフォーム設定を保障したい。

#### 【市民活動及び協働の推進条例と自治基本条例の関係】

- ・ さいたま市市民活動及び協働の推進条例には、市民、行政、事業者などの役割が示されており、自治基本条例で示すことの中身が含まれている。
- ・ 市民活動及び協働の推進条例の根拠条例になるのが自治基本条例である。

#### (6) 住民投票

##### 【住民投票制度について(検討課題)】

- ・ 住民投票制度は、究極の自治と考える。
- ・ 住民投票の位置付けをどのようにするかを検討課題としたい。
- ・ 常設型の住民投票が可能となる条例をつくりたい。
- ・ 常設型の住民投票を規定したい。
- ・ いろいろな方式があり、よく検討していくことが必要である。
- ・ 住民の発案者に直接意見を求める手続を入れたい。

#### (7) 地域の自治

##### 【区行政による市民の身近な意思決定】

- ・ 自治基本条例には、将来、市民により身近な区に、議会を設置すべきといった方向性を示したい。
- ・ さいたま市の区については、「区のあり方検討委員会」で検討されているが、市民、区、市との関係を工夫した内容を自治基本条例に盛り込めば、さいたま市の特徴ある自治基本条例になる。
- ・ 東京都の区には議会があるように、さいたま市でも区に議会を設置すれば、議会がより市民に身近なものとなる。  
東京都の区は、地方自治法上の特別区であり、政令指定都市の区とは異なる。
- ・ 同じ政令指定都市にあっても、例えば京都市と横浜市では区の権限は異なる。
- ・ 市民の苦情が、行政マターに置き換わってしまうと「お金」に絡むこととなり、また、お金に関わることは優先順位が問われることにもなる。優先順位の判断、または基準等を市民がつくっていくという方向性も考えられる。
- ・ こうした優先順位の判断や基準等は市民の身近なところで行われることが大切で、例えば、市民の苦情フィルタリングを自治会で行い、予算を市民に近い「区」に落とし、「区」が優先基準に基づいて予算執行するという方向性が考えられる。「区行政」を確立し「顔の見える行政組織」とすることでもある。
- ・ しかし、この考えは、市町村合併して政令市になったことと逆行することにはならないのか。

##### 【区民会議について】

- ・ 区民会議をどう位置付けるか。

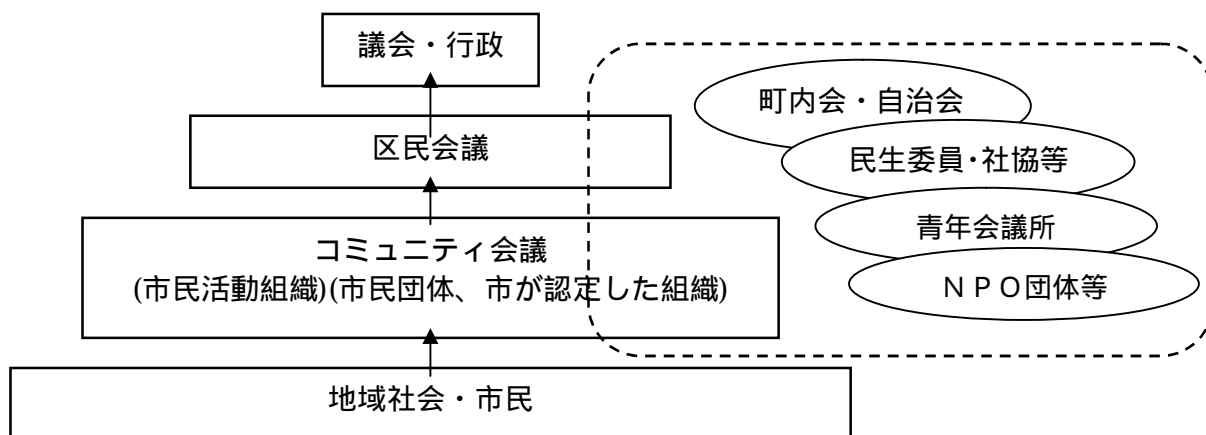
- ・ 区民会議の構成は、各区によって少しずつ異なるようで、構成団体には従来からの伝統的な団体が多いが、浦和区でははじめてNPOを構成団体に加えるなど、新しい時代に応えた構成となっている。

【コミュニティ会議について】

- ・ 「コミュニティ会議」と「区民会議」との関係をどのように捉えたらよいのか。
- ・ 「コミュニティ会議」の位置付けは、市民のコミュニティ形成などの観点からは重要である。
- ・ 合併前からの組織として「コミュニティ協議会」という組織がある。現在は中央区だけが残っている。交通安全の会や花の愛護会、親睦的な会など、5人位の小さな団体も加わった市民のコミュニティ形成には効果的な組織で、何十年という長い年月をかけてつくった組織である。与野市にとっては自慢の組織であった。現在の「コミュニティ会議」とは関係はないが、何らかの参考になるのではないか。

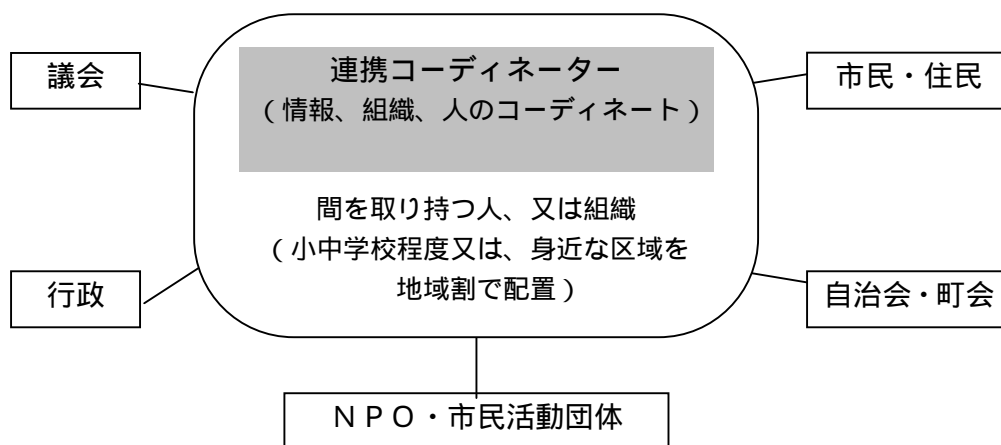
【区民会議やコミュニティ会議等の関係】

- ・ 「コミュニティ会議」と「区民会議」との関係も含めて、その関係を俯瞰して図に示すと、次のような組織的な構図になるのではないか。



【市民・行政・議会を結び付ける仕組み】

- ・ 自治を推進するために、市民・行政・議会を結び、中間のコーディネーターが必要ではないか。例えば、学校地域連携コーディネーターの仕組みが参考になると思う。
- ・ イメージとしては、NPOとNPOをつなぐNPOがあるようなもの。



< 市民に身近な相談機能 >

【市民の問題提起を総合的に受け止めてくれる窓口】

- ・ 相談事が受けやすい窓口。
- ・ 「公民館と自治会の連携による相談窓口機能」とあるが、公民館は教育委員会、自治会は

本庁が管轄であり、連携は難しい。行政が主導的に関わる必要があるだろう。

- ・ 相談しやすい人や窓口を相互に連携するための、情報交換、提供が必要であると思っている。
- ・ 多様な市民の窓口と、解決に結びつける機能を。
- ・ 自己責任で解決を進める。
- ・ 市民の相談、意見、問題提起に対して、タテ割の組織、窓口ではなく、総合的に判断してくれる窓口があるといい。
- ・ 行政のできることで、できないことだけを回答するのではなく、市民が間違っていればそのことも指摘してくれるような場が理想だ。
- ・ 類似の取組としては、区役所ごとにワンストップサービスを実施している。

【住民投票のような直接民主主義とは異なる仕組みを】

- ・ 住民投票のような直接民主主義を行うには、相当議論を煮詰めて、論点を単純化しなければならない。より自由に幅広く「市民が市政に問題提起や意見を行う場」とはならない。
- ・ 一般市民の感覚として、「どこに、誰に言ったらいいか」が分からない。市政が身近に感じられない。
- ・ 市長のタウンミーティングはそのような場の一つではある。
- ・ 誰が市長になってもタウンミーティングを実施するように自治基本条例で義務付けるという方向性も考えられる。

【市民によるテーマ別課題解決の場、仕組み】

- ・ 市民の抱える課題には、「エリア」で解決を図れる事柄と、「テーマ」として議論すべきことがある。たとえばノーマライゼーションとか環境問題とか「テーマ」として取り組むべき事柄の解決を図るには十分ではないのではないか。また、たとえば見沼田圃のような、複数の区にまたがる課題については、また別の構造が必要ではないか。
- ・ 従来は、市民や団体が問題を抱えた時には、直接行政の窓口に行って相談や交渉することが多かった。市民が問題提起をした際に、どういう組織が、またどの段階で受けとめて議論ができるのか、その仕組みを考えるが自治基本条例の一つの検討課題である。

【市民の苦情、要求の体系化】

- ・ 一人の市民の発言、陳情だけでなく、複数の市民がまとまって発言、陳情する仕組みが必要である。例えば、全国都道府県に全て飛行場が出来たが、今となっては無駄なこととして多くの国民からも受けとめられている。国民には無駄だと思っていた人もいたが、飛行場建設を制限することが出来なかった。市民の声が、例えばこうした事業等の大きな流れを制御できるような仕組み、組織が必要である。
- ・ 市民の苦情が組み上がっていく仕組みがない。区民会議もコミュニティ会議もそうした仕組みになっていない。
- ・ NPOでは「中間支援組織」という言葉があって、同じような活動をしているけれど出会っていなかったり、別々の課題に取り組んでいるけれども協力し合ったらお互いにプラスになるような活動を結びつけるための仲介役の機能をもつ組織のことを言う。こうした中間支援機能を区民会議がさらに幅広い分野同士の間で持つことができたらいいと思う。

【市民の苦情、要求のフィルタリング機能】

- ・ 市民の抱える問題は多様化している。DVの被害、ひきこもりの問題、派遣斬りの問題などは数年前だったら社会的な問題としてとりあげられることはなかった。これからは新しく起こってくる問題は増えていくだろうし、それらの問題に行政だけがすべて対応することはできない。市民の抱える問題を自治会やNPOの機能を有効に活用して、市民自身が解決していくことが時代の要請であると思う。それが、市民と行政がともに担う「新しい公共」ということではないか。そうした機能が有効に働けば、市民自身の解決できる問題は市民が、行政が解決しなければならない問題は行政にという補完性の原則によって、フィルタリング機能を果たすことにもなるのではないか。

【自治会の相談機能】

- ・ 市民の様々な陳情や相談の総合的な窓口が必要である。例えば、その窓口が自治会であっ



てもよいのではないか。

- ・ 市民の抱える問題は、今日的には、自治会レベルで解決される問題が多い。健全な自治会がその窓口の役割を持ち機能させていく必要がある。自治会活動の活性化にもつながることである。

#### 【地域とテーマ、2つのチャンネル】

- ・ 民生委員は自治会から推薦されるが、問題を抱えた市民の中には、近所の民生委員に相談するのはイヤだといって、NPOなどに相談にくる人もいる。身近な相談相手として、自治会などのエリア型の地縁組織をあてにしている市民と、NPOのようにテーマ型の団体をあてにしている市民とがある。この二つの装置を視野に入れながら、行政に市民の抱える問題を反映できるような仕組みを検討する必要がある。
- ・ これまでの議論では、地域のコミュニティとNPOなどテーマ別の組織、団体があり、そのどちらも重要であるという考え方があった。コミュニティについては「地域」と「テーマ」の両面を位置付けたい。
- ・ テーマ別に市民の個々の声が吸い上げられる仕組みがあるとよい。例えば見沼田んぼの再生などテーマごとに市民同士が話し合う場があるとよい。
- ・ 現状でもそのような機会がないわけではないが、様々な立場の市民や議会、行政をつなぐコーディネーター、総合的な案内役が必要ではないかという意見があった。そのような考えから「公民館職員の活用」というアイデアも出された。
- ・ 地域の総合案内役、コーディネーターとは、本来、議員の役割ではないか。

#### 【公民館の機能の見直し(“身近なかけこみ寺”など)】

- ・ 市内には58館の公民館がある。公民館はもっとも市民にとってもっとも身近な公共施設であるといえる。何か問題があったら、とにかく公民館に行けば「この問題は役所に」「この問題は自治会に」「この問題は民生委員に」「この問題はNPOに」あるいは「社会福祉協議会に」「地域包括支援センターに」とつなげられるような機能を持つようになると思う。公民館が社会教育施設であることに閉じこもらず、“身近なかけこみ寺”のような機能を持つようになったらいいと思う
- ・ 公民館と行政との連携は弱く、公民館の活動も公民館側が独自に自主的に行っている。教育委員会の下にある公民館の機能を検討し直す必要があるのではないか。
- ・ 公民館職員は、以前は元教員が多かったが現在では行政職員も当たっている。しかし、自主事業も多くあり、現在の体制では新しい役割を担うのは難しい。
- ・ 既存のシステムを変えていく必要があるのは分かるが、市民の力では難しいのではないか。それよりも市民自らが動く、変わることから始められないか。例えば、ボランティアで市民がコーディネーターをやってもよいのでは。

#### 【公民館と自治会の連携による相談窓口機能】

- ・ 公民館と自治会とは、直接リンクする関係ではない。しかし、歴史的には、自治会を担ってきた人たちが公民館を支えてきたという現実がある。これからは、公民館が、自治会だけでなくNPOも含めたその他の様々な市民・民間の資源や行政機関と結びつき、市民の相談や要求などを受けとめられるような、あるいはつなげられるような仕組みをつくることが考えられてもいいのではないか。

## 2. 議会と行政(制限機能)

#### 【制限機能の表現の水準】

- ・ 細かく規定すると、条例全般が分かりにくくなるという問題がある。
- ・ 一方で、抽象的すぎると解釈に幅ができ、かえって問題が出る。

#### (1) 議会

##### 【市民に身近な議会を】

- ・ 議会と市長は、不断に市民との距離を縮める努力をして欲しい。

- ・ 市長は市民と向き合うことが多いが、議会が市民と向き合う方法をあみ出すべき。「栗山町議会基本条例」にはそれが規定されている。

#### 【議会規定の必要性】

- ・ さいたま市議会基本条例は、市民と議会の関係についてあまり触れていない。自治基本条例では盛り込むべき。
- ・ 議員と市長を選挙で選ぶ間接民主主義を尊重する必要がある。

#### 【市民の意見を踏まえた意思決定を】

- ・ 市民と一緒に考える議会がありうるか。
- ・ 行政運営は議会が監視するが、主権者である市民は、議会・市長に決定権をすべて白紙委任したわけではない。
- ・ 市民がすべてを白紙委任したわけではないので、議会や市長は、市民の意見を十分に聞いてから意思決定するなどの義務を盛り込みたい。

#### 【議員数について】

- ・ 市町村合併は、分権化の流れでもあり、議員定数削減という狙いもあった。
- ・ 議員一人当たりの人口は減っている。次回選挙でも定数が減る予定である。
- ・ 議員数が減ると、市民と議員との距離はさらに遠くなる。議員削減については、まるでたいした仕事をしてないのだから減らしてしまえといわんばかりの発想は疑問である。議員削減は、市民と議会や議員との関わりを薄くすることにもなるわけで、そうした視点からも検討すべきではないか。
- ・ 議員数の現状と今後について妥当性を検討したい。

#### 【議会の解散権】

- ・ 議会にも市長にもそれぞれの権限がある。議会にも解散する権限があるが、議会で首長への不信任決議がなされたら、首長は議会を解散できる仕組みにもなっている。
- ・ 名古屋市では、市長に対する不信任決議に対して、市長が拒否権を発動したケースもある。
- ・ 海外では、地方自治体の首長が議会を解散出来る仕組みを持っている国はあるのだろうか。
- ・ 自治基本条例で、議会の解散権についての必要な事項を定めることも、検討の対象になるのではないか。

#### 【議会の報告義務】

- ・ 誰もが議会活動を知ることができるような報告義務を議会に求める。議会基本条例で報告義務に触れているが、抽象的で実効性に乏しいと感じている。

#### 【議会基本条例との関係】

- ・ さいたま市議会基本条例には、議会に関する規定についての最高規範である旨の規定がある。自治基本条例で議会について規定した場合の整合はどのように図るのか。
- ・ 議会基本条例には良いことが書いてある。自治基本条例とのすり合わせが必要だろう。
- ・ 議会基本条例は抽象的な面もあり、自治基本条例では一步踏み込んだものが必要になるのではないか。

#### 【市民と議会による条例策定】

- ・ 今回、市長から市民に自治基本条例の策定を依頼されているが、議会から依頼をされて市民が策定する、あるいは、議員と市民とが一緒に策定する、という道筋があってもよいのではないか。
- ・ 市民と議会が、ともに条例をつくるような、議員の意識ができることがあれば良い。

#### < 議会への市民参加 >

##### 【市民が参加しやすい議会の運営】

- ・ 勤め人が議会を傍聴できるように、議会の開催は土・日曜日に行い、その代わり、月・火曜日を休会にしたらよい。
- ・ 議会への市民参加を。議員は、後援者への報告は行っているのだろうが、広く市民へ報告することも必要であると思う。議員による定例ブリーフィングを制度として設けることを提案する。

#### 【議会と市民との対話】

- ・ 市民から問題提起し、意見を出しやすい市政を実現するには、市民から議会に請願した内容を広く他の市民にも見えるようにしたい。
- ・ 書類で請願するのではなく、その市民が議会に出向き、自ら説明するなど、議員の討論があるよい。

#### 【議会が市民の意見を聞く場】

- ・ 議会が、超党派で市民の意見を聞く場を設けている事例があり、よい取組だと思う。

#### 【議会における市民の発言権】

- ・ 議会の傍聴者は発言を許されることはない。傍聴の市民にも、発言権は与えられないものだろうか。

#### 【議事テーマの事前公開】

- ・ 議会の開催中に、当日のテーマが何であるかが明確に分かりやすく示されると、市民が議会への傍聴など、参加しやすくなる。
- ・ 現在でも、議会中の議題は事前に明らかにされているが、議題の内容をもっと分かりやすく、また、傍聴手続きも簡単にして、市民の議会との関わり方を敷居の低いものにしたい。
- ・ 議会での議題が事前にわかれば、そのテーマについて市民と議員とが相談して内容を深め、それを議会での討議に載せれば、市民の議会への関与、関心もより深まるのではないか。一方、議員が市民と同じレベルで議論をすることは難しいし、また議会としての“生産性”からしてみれば、無駄なことという考えもある。

#### < 議員 >

##### 【議員の意識改革】

- ・ 市民の選んだ議員である誇りを持ってほしい。
- ・ 新しい地方自治の担い手としての議員の意識改革を。
- ・ 議員の資質、議会運営が重要。議員報酬を時給制にしている自治体もある。
- ・ 議員には地域の声を吸い上げるコーディネーターとしての役割があるのではないか。

##### 【議員の報告義務の具体的な方法】

- ・ 市の議会基本条例では議員の報告義務が示されているが、方法は示されていない。その方法などを自治基本条例で示すことが必要だろう。

##### 【地元意識と議員の選挙】

- ・ 市民と議員との間に緊張感が無い。地元の住民は、議員を地区の代表として票を入れている面がみられる。また、議員も地元意識に捉われている。

#### (2) 行政

##### 【市民の立場に立った行政運営】

- ・ 行政は住民、市民の立場を理解する必要がある。
- ・ 行政をスリム化し、果たすべき義務を果たして有効に税金を使って欲しい。

##### 【行政の役割】

- ・ 市にはマンション問題、景観などの問題がある。現行制度では、このような案件に対しては合法的で、ストップが効かず、後手になっている。
- ・ きれいなまちをつくるということを条文に盛り込むことが必要だ。
- ・ 行政の役割として、市民と協力してよりよいまちをつくるという視点での条文が必要だ。

#### < 市長 >

##### 【市長の権限】

- ・ 他の自治体で、市長が勝手に職員の給与を削減したという報道があるが、市長という権限でそこまで強権的に出来るのか。
- ・ 権限としては、国の大臣よりも自治体の首長の方が権限はあるという見方もある。大臣は直接国民からは選ばれないが、首長は直接選挙で選ばれて出てきている違いもある。

- ・ 議員と市長を選挙で選ぶ間接民主主義を尊重する必要がある。

#### 【市長の誇り】

- ・ 市民の選んだ市長である誇りを持ってほしい。

#### 【市長の報告義務】

- ・ 市長が市民の声をどう集めて、どう応えているのかを知る方法がない。市長の報告義務について検討したい。

#### 【市長との対話、相談、提案】

- ・ 「わたしの提案」(市長への提案)制度があり、市民が直接市長に提案等ができるようになっている。「わたしの提案」を出すと、必ず回答が返ってくる。市長の指示のもと、担当セクションが回答文案を作成し、必ず市長が目を通して回答することになっている。
- ・ 「わたしの提案」は、提案・回答内容を公開している。同じく、タウンミーティングもその議事録は公開されている。タウンミーティングは、市長と市民が直接話せるようになっており、過去のさいたま市の行政ではなかったことである。

#### 【市民の意見を踏まえた意思決定を】

- ・ 行政運営は議会が監視するが、主権者である市民は、議会・市長の決定権をすべて白紙委任したわけではない。
- ・ 市民がすべてを白紙委任したわけではないので、議会や市長は、市民の意見を十分に聞いてから意思決定するなどの義務を盛り込みたい。
- ・ 議員や市長を4年に1度、選挙で選ぶが、市政の全てを白紙委任したわけではない。「市政に対して市民が意見を言える方法」を自治基本条例でつくりたい。
- ・ 現在の地方自治法に規定されている「意見を言える方法」ではなく、現実に起きて、市民が実際に感じている問題について意見を述べる場が必要だ。

#### 【市民による市長の評価】

- ・ 市民による市長の評価が常に分かるような仕組みがあるとよい。例えば、事業評価グラフや、マスコミが発表している内閣支持率のような分かりやすい評価を出せるようになると良い。

### < 行政職員 >

#### 【職員の意識改革と育成】

- ・ さいたま市の職員は優秀だと思うので、職員を育成し、力を発揮してもらうことは市政運営に必要な。
- ・ 与えられている仕事をこなすだけでは市政はよくなる。市民の目線、市民感覚で仕事を工夫していくためには、職員の意識改革と育成が必要だと思う。

#### 【市民による職員評価】

- ・ 役所の中での人事の新陳代謝の必要性は理解するところでもあるが、相談する側の市民としては、人事異動により相談相手が変わってしまうと問題がある。
- ・ 市民が行政職員を評価できるようにならないか。

#### 【市民による職員評価はできない】

- ・ 市民が職員の日常の仕事の仕方を評価できるだけの情報等の条件を持っているのか。評価は難しいのではないか。
- ・ 市民の立場は、個人であり、自らの利益に対して忠実であるということであり、公正な視点から職員を評価できるかは疑問である。
- ・ 協働の視点から職員を考えると、信頼関係が前提となり、評価する視点とは違うと感じる。

### < 情報提供 >

#### 【行政の市民への情報提供】

- ・ 「情報公開」は市民が請求しないと情報は出てこない受け身なもの。
- ・ 市は、必要な情報を市民に提供することが重要である。
- ・ 行政のやっていることを、分かりやすく市民に提供する。

#### 【情報提供の方法】

- ・ 決まってから情報公開されても意味がない。
- ・ 市民生活に影響を与えられる案件は、検討段階から情報を市民に提供する。
- ・ 文書だけではなく、直接会って話ができる生の情報が必要であり、フェース・トゥ・フェース形式の情報提供の場を持つ。
- ・ 情報共有の新しいかたちの創造を。
- ・ これまでやってない、という意味ではないが、情報の公開が基本だ。
- ・ 制限機能は簡潔でよい。情報公開と応答義務があればよい。

#### 【個人情報と情報公開】

- ・ 自らを権力から守るということでは、個人情報保護は必要だ。
- ・ 個人情報保護を理由にして必要な情報が得られないという問題もある。
- ・ 個人情報保護と情報公開との線引きをどのようにしていくか。

#### 【行政情報を横断的に管理する仕組み】

- ・ タテ割り組織から情報が脈絡もなく細切れに出て、全体像を読み取るのが大変難しい。行政は、横断的に情報提供や情報公開ができる情報管理の仕組みを持つことが必要だ。

#### 【行政情報管理の区の役割】

- ・ 市民に身近なところで情報が得られることが重要で、市政情報を総轄するものが区にあるとよい。

#### < 行政の応答義務 >

##### 【市民の要求や提案に対する行政の応答義務】

- ・ 今までの都市計画は、全て行政が計画し事業を行っていたが、都市計画法が改正され、市民が計画について提案できる制度が創設された。市には、その提案がどのような経過で処理され、決定されたかの説明責任がある。
- ・ 市民の要求や提案に対して応答義務、説明責任を行政が持つことを条文にする。
- ・ かつて、ある検討会の結果等がどのようになったかの回答や進捗についての説明がなく、行政に“しつこく”相談し問いただして応えてもらったことがあった。市民が“しつこく”問いただしたからこそ応えてもらったということの事例から、この“しつこさ”の仕組みをどうつくれるか、また、市民に“しつこさ”の必要性をどう自覚してもらえるかが、求められるのではないか。
- ・ 行政にも相談窓口があり、例えば子育てに関して相談できる仕組みはあるが、実態としては敷居が高く、相談に行き難いのが市民感覚である。そうした意味では、今ある行政の相談機能は、本質的に不十分である。

#### < 計画策定・予算編成・評価への参加 >

##### 【計画策定への市民参加】

- ・ 市民生活に重要な影響を及ぼすと思われる案件には、市民に意見を聴くことを定める。
- ・ 行政の主要計画について、市民の声を反映するために公募委員枠を増やす。
- ・ 審議会などが十分議論でき、検討できるような運営にする。
- ・ 住民投票制度を規定したい。

##### 【予算編成への市民参加と監視】

- ・ 市民が行政に本当にやってほしいことをやらせる、監視の方法が必要だ。それをどのようにやるかが大きな課題だ。
- ・ 行政のやることは予算の形で現れる。予算編成への市民意見の反映と、予算編成段階の監視ができる仕組みが必要だ。
- ・ 市民活動の助成金を決めるのではなく、教育費など、行政の税金の使われ方を、納める税金の1%でも自分で決められたら、市民も行政に関心が持てるようになる。
- ・ 市民にとって納得のいく税金の使われ方、市民の意思が伝わる使われ方にすることが大事である。こうしたことを担保する制度として、例えば市川市の1パーセント条例、ふるさ

と納税基金制度がある。

- ・ 例えば、デンマークでは消費税率は25%と高いが、選挙の投票率も90%を超える高率である。税も負担するが、それだけ市民も議員を選ぶのに慎重である。
- ・ 税金の使い方も含めて、地方にどれだけ権限委譲されているか、されるかが問われている。

【行政評価への市民参加】

- ・ 行政が何をやったかは決算で現れる。
- ・ 行政評価や検証について、数回だけ検証するのではなく、外部の人や市民が入った委員会等で時間をかけ継続的に行う仕組みがよいのではないか。
- ・ 市民の目で、税金を投資してどれだけ効果があつたかの評価が必要である。市民の目線で、政策や事業の検証、評価が求められている。

<その他の行政運営>

【総合計画の策定と議決】

- ・ 現在、国会で継続審議の地方自治法の改正案では、基本構想の策定義務や議決については自治体の判断となるので、総合計画の策定、基本構想などの議決など、条例で定めることが必要だ。

【市民の問題提起を総合的に受け止める窓口】

- ・ 市民の相談、意見、問題提起に対して、タテ割りの組織、窓口ではなく、総合的に判断してくれる窓口があるといい。
- ・ 行政のできること、できないことだけを回答するのではなく、市民が間違っていればそのことも指摘してくれるような場が理想だ。
- ・ 類似の取組としては、区役所ごとにワンストップサービスを実施している。

【行政組織の体制・あり方】

- ・ 職員は、自らの役割を果たすために、様々な事項を関連づけて考える必要がある。
- ・ タテ割りではなく、横の関連性を持った行政運営を行えるような組織体制をつくる必要がある。
- ・ 職員だけにそれを期待するのは無理な面があり、行政組織のあり方の問題が大きい。

【会計監査制度】

- ・ 市民に対し、詳しい会計データを公表することが必要だ。
- ・ 監査委員は、行政や議会のOBでない人を中心に構成すべき。

### 3. 国などとの関係

【国との協力関係】

- ・ 国と地方は対立するものではない。国のできること、地方にしかできないことがある。うまく協力関係をつくることが重要。

【国との対立関係】

- ・ 例えば辺野古のような問題が起きたとき、住民の意思と国の決めたことが矛盾した場合、自治基本条例では国の決めたことに反対の立場で考えを表すことは出来るのか。とりわけ外交や防衛に関わる事に対して、断ることが出来るのか。例えば、大和市の自治基本条例では、基地の移転等について触れている。

【地方分権時代のさいたま市の主権を明確にする】(再掲)

- ・ 地方分権によって、国と対等の立場になり、地方自治体は自己決定・自己責任が求められる。
- ・ ここで、はっきりとは出ていないのが、「市」が主権を持っているということ。自治基本条例は、その中での議論である。市の主権の内には、団体自治と市民自治を含んでいる。「分権」という概念は、団体自治でのテーマであり、国との関係も、その範疇に入る。このことは地方自治法の考え方にも含まれているが、あえて、条例で宣言する意味があると思う。
- ・ 「市民自治」の勉強を重ねてきたことで、市民の自律、自立の大切さが分かってきたが、

それだけだと「自治基本条例」ではなくて、市民だけが主役になった「市民活動」条例になってしまう。

【他の地方自治体との関係】

- ・ 他の地方自治体との関係をさいたま市はどのようにしていくのか。

## 4. 条例の位置付け

【市のまちづくりの基本としての担保】

- ・ 市長が代わっても、市のまちづくりの基本として位置付けることが必要と思う。

【他条例の最上位に位置するもの】

- ・ 自治基本条例は他の条例の最上位に位置するもの。

【他条例の大まかなメニュー出し】

- ・ 自治基本条例を条例の“王様”とするなら、条例の“王様”と“家来”との関係性から既存の条例との関係を整理する必要がある。
- ・ 「市にはこんな条例がある」という大まかなメニュー - が分かるように工夫したい。
- ・ 細かな内容は個別条例に委ねるように関連づける。
- ・ この点については、市の法規担当者など専門家からアドバイスを受けたい。
- ・ 『インデックスとしての自治基本条例』という意見があった。公民館や NPO の活動、現状の課題や今後の方向性を紹介することから始めてはどうか。知ることが何かのきっかけになり得る。

【総合計画への影響力の担保】

- ・ 自治基本条例に適合した総合計画とすることが必要だ。

## 5. 条例の運用

【自治を育てる運用・評価の方法】

- ・ 制定後の運用の方法を考えておきたい。
- ・ 条例の運用評価を通じて、自治を育てるシステムにする。
- ・ 調査・審議・評価のシステムを明らかにする。
- ・ 読まれ使われる条例であること。
- ・ 全市民（職員、議員も）が熟知しうるものに。分かりやすさが重要だ。
- ・ 他と同じような条例は回避してオリジナリティを。
- ・ 単に理念を謳うだけではダメ。自治を動かす仕組み、システムを組み込む。
- ・ 一年に、一度、点検・検証を行うことが重要である。

【実効性の評価を誰が担うか】

- ・ 条例の実効性を高めるために、制定後に恒常的に条例の実効性をチェックする組織をつくる。
- ・ 自治基本条例制定後、条例検証の委員会をつくって常に制度を改善していく必要がある。

【他自治体の運用事例について情報提供を】

- ・ 他自治体で自治基本条例がどのように制定・運用されているのか事例を知ることが大切だ。よい事例を参考にして、さいたま市としての運用方法を検討すべきだ。
- ・ 例えば川口市では「条例運用検討委員会」を市民参加で立ち上げている。他自治体でも試行錯誤しながら運用しているだろう。それを学んでおくべきだ。

## テーマ別部会の設置について

### 1. テーマ別部会設置の目的

中間報告に向けて、個別テーマに関する詳細な検討を集中的かつ効率的に行う。

### 2. テーマ別部会の作業：中間報告（原案）の作成

12月から平成23年1月にかけて中間報告をまとめるため、テーマ別部会で12月上旬を目途に中間報告（原案）を作成する。

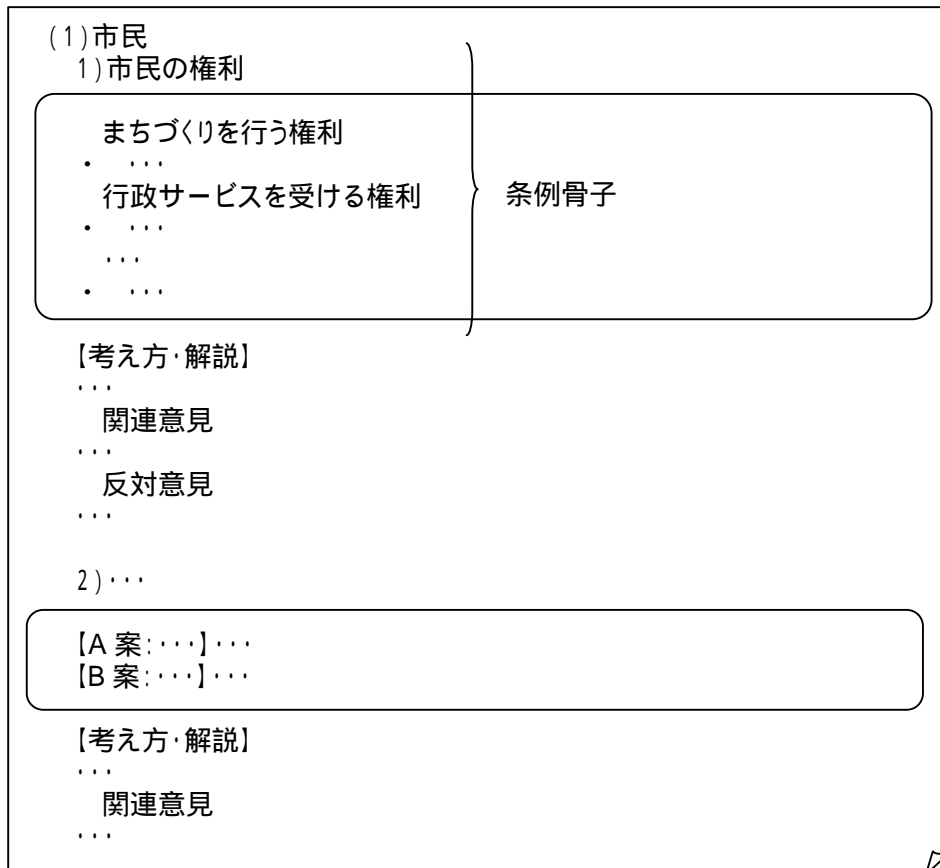
テーマ別部会の作業に当たり、各部会間で意見交換や意見調整を必要に応じて行う。

### < 中間報告の構成例 >

#### 構成の方針

- ・ 委員会の意見、結論を項目ごと整理したもの。
- ・ 「条例骨子」「考え方・解説」「関連意見、反対意見」などから構成する。
- ・ 結論がまとまらなかった点については、両論併記とする。

#### 構成例

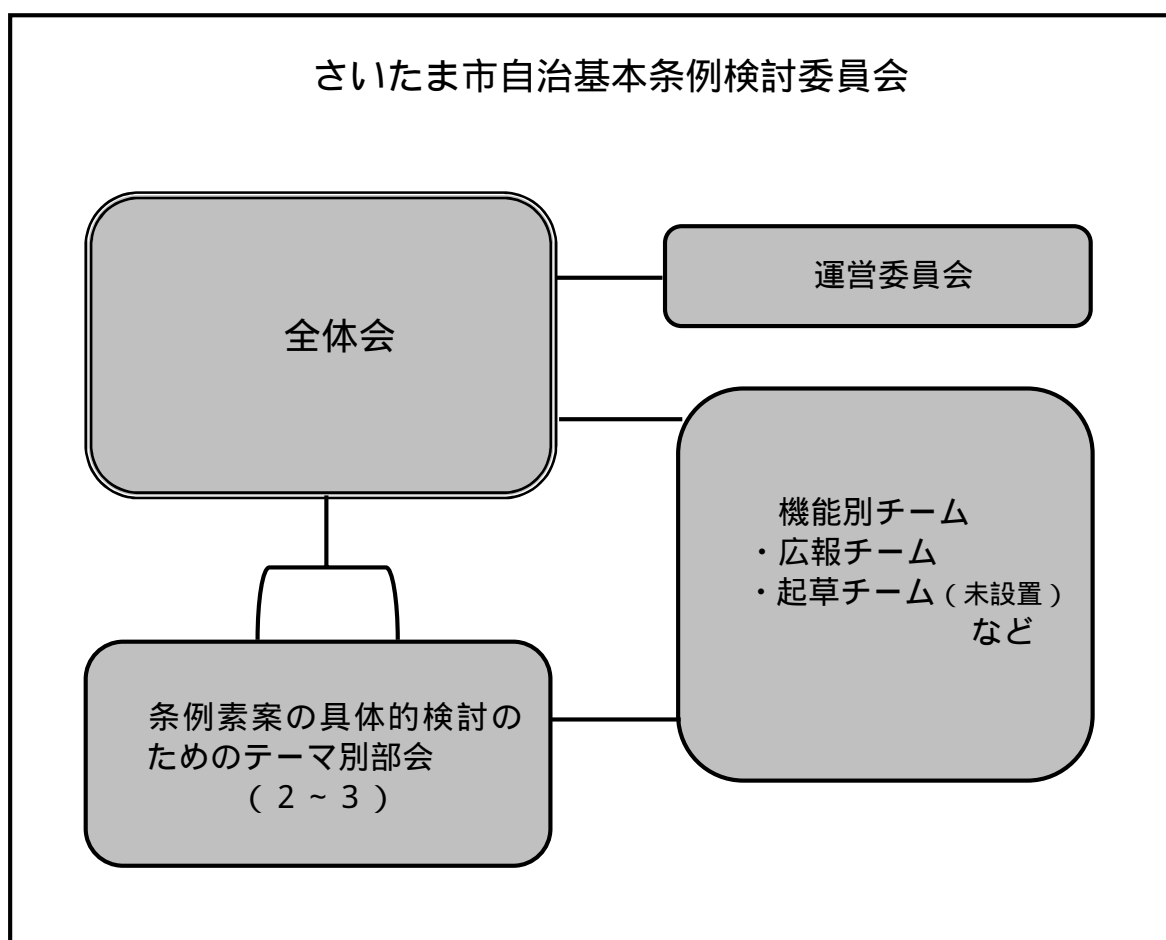




### 3. テーマ別部会設置に当たっての留意点

#### < アンケート結果から見た留意点 >

- ・ 各委員とも、1つのテーマ別部会に所属することとする。(全体会の場などにおいて、他の部会へ意見を述べることができる。)
- ・ 機能別チーム(広報チーム、起草チーム)は、テーマ別部会とは別に構成するものとする。(起草を行うテーマ別部会は設けない。)
- ・ 自治の基本理念、条例の運用方法など総則的事項は、各テーマ別部会の共通検討事項とする。(総則的事項で一つの部会を設けない。)
- ・ 歴史や文化、分野別のまちづくりに関しては、各テーマ別部会の共通検討事項とするか、全体会の場で検討する。
- ・ テーマ別部会は、2～3つに設定する。



## テーマ別部会設置に関する提案（アンケート回答）のまとめ

テーマの分け方については、検討すべき「対象・内容」に着目した提案と、検討に当たっての「視点」に着目した提案の2つに大別することができる。

検討すべき「対象・内容」に着目した分け方については、アンケートでは様々な組み合わせの提案があったが、要素に分解すると、大きく4項目に分けることができる。

検討すべき「対象・内容」に着目	検討に当たっての「視点」に着目
1. 理念・基本的な考え方 (例) 市民自治のあり方、自治基本条例の基本的な考え方・理念など	A. 人材と環境（社会） ・人材 …「市民」「NPO」「議会」「行政」などの権力の定義付けや、人材という立場から自治などについて検討。 ・環境（社会） …さいたま市の社会環境について現況を分析し、課題と今後の方向性を探り、自治に結びつける。  B. 属性の異なる市民の視点 ・どのような市民の観点から見るかという分け方 (例) 生まれながらにしてさいたま市民、生まれは他県・他市、他市からの通勤・通学者、外国人など
2. 自治の主体 (1) 「主体」に着目 ・市民 ・議会 ・行政  (2) 主体間の「関係性」に着目 主体別 ・市民と行政の関係 ・市民と議会の関係 機能別 ・構成機能 ・制限機能	
3. 区・コミュニティ (例) 区民会議のあり方、市民活動団体、地域活動	
4. さいたま市らしさ (例) さいたま市の歴史・文化等、さいたま市らしさの追求	

(留意点) 資料2「テーマ別部会の設置について」より抜粋

- ・自治の基本理念、条例の運用方法など総則的事項は、各テーマ別部会の共通検討事項とする。(総則的事項で一つの部会を設けない。)
- ・歴史や文化、分野別のまちづくりに関しては、各テーマ別部会の共通検討事項とするか、全体会の場で検討する。
- ・テーマ別部会は、2～3つに設定する。

テーマ別部会設置に関する提案（アンケート回答一覧）

主なキーワード：

市民

議会

行政

区・コミュニティ

制限機能・構成機能

さいたま市らしさ

A	市民自治確立を検討する部会 議会、行政の市民自治推進のありかたの検討部会
B	市民部会 議会部会 行政部会
C	組織単位（市民、議会、行政など）
D	市民のためにあるべき姿 / 議会 市民のためにあるべき姿 / 市長と行政 市民が市民であるべき姿 / 市民
E	市民の観点から（市民の権利や責務、コミュニティのあり方について） 行政の観点から（市の執行機関のあり方、行財政運営、職員の責務等について） 議会・市長の観点から（市議会・議員のあり方や責務、市長の責務等について） まちづくりの観点から、さいたま市の歴史・文化等、さいたま市の特色について
F	市民と行政の関係規定、市民と市長・議会の関係規定、市民自治のあり方 「市民」の規定、市民と行政・市長・議会の関係規定、市民自治のあり方
G	構成機能（+制限機能）部会 コミュニティ部会 各条例説明部会
H	市民側からの自治、協働の課題、あり方、その仕組み等を検討するグループ 行政、議会の側から、市民との協働も含めて、自治体運営のあり方を検討するグループ 上2つにまたがるとともに、政令指定都市としての特別テーマとして、区役所、区民会議のあり方を検討するグループ
I	議会、行政と市民自治のあり方を検討する部会 区のあり方、区民会議のあり方について検討する部会 市民活動団体（自治会・NPOなど）の役割について検討する部会 コミュニティセンターや公民館などの公共施設のあり方について検討する部会 自治基本条例の要綱および条例案を起草する部会
J	自治基本条例の基本的な考え方 市民と自治のあり方（すなわち、市民の自治への参加の仕方） 市民と議会、市民と行政との関係
K	理念 構成機能 制限機能
L	市民と議会との関連      市民主体の意志決定のあり方を中心に 市民と行政との関連      市民主体の行政のあり方を中心に

M	「市民が主役のまちづくり自治基本条例」 情報共有、市民参加 「構成機能」「制限機能」 市民の権利、責務 議会の役割、責務 市長の役割、責務 「さいたま市らしさの自治基本条例」 住みたいまち、通いたい学校、帰りたい家庭
N	さいたま市らしさの追及 区・地域における市民参加の仕組み 施策の評価のシステム
O	地域活動に関する事項 市民に期待する事項
P	人材 「市民」「NPO」「議会」「行政」などの権力の定義付けや、人材という立場から自治などについて検討する。 環境（社会） 「さいたま市」の社会環境（「区」「自然環境」「教育機関」など）について現況を分析し、抱えている問題と今後よりよくするための方向性を探り、自治に結びつける。
Q	どのような市民の観点から見るか、という分け方 （例） 生まれながらにしてさいたま市民、しかし合併前から住んでいるので、さいたま市民というより、浦和市民（大宮市民、与野市民、岩槻市民、どれでもよい）としてアイデンティティがある。職場も市内にあり、町会活動、さらにはNPO（環境、福祉でもどれでもよい）に積極的にかかわっている。そのため、市役所によく出入りして、市の職員にも知り合いが多い、という市民 生まれは他県・他市、都内に職場があり、通勤に便利なところに住居を、ということで、合併後のさいたま市に住むようになった。子どもはさいたま市で生まれ、現在、小学校（幼稚園でもよい）に通学。子どもの関係で地域とのつながりをもちつつあるが、地域のコミュニティ活動は仕事で多忙のため参加しにくい。しかし、子どもの未来のために地域に貢献する意志はある、という市民 熊谷や上尾など、他市から、さいたま市内の大学や高校に通学している、という市民 中国や韓国から日本に留学、そのまま日本で就職して、さいたま市内に在住、勤務している外国人

## 自治基本条例の効果と運用事例

### 1. 自治基本条例の効果（例）

#### ニセコ町

- ・ 計画策定過程での情報共有と参加の推進：「準都市計画」や「景観地区」の導入に向け、短い策定期間にも関わらず、ワークショップ形式などによる白紙からの議論をもとに合意形成を進めている。
- ・ 条例の権利保障に基づく未成年者の社会参加：「子どもまちづくり委員会」「子ども議会」などが設けられ、未成年者の視点や課題解決への行動がなされ、よい刺激となっている。
- ・ まちづくりの理念と制度の浸透：町長など特別職が就任時に条例理念に基づく仕事の姿勢を明らかにするなど、町の「憲法」としての重さと意味を一定の仕組みの中で共有している。
- ・ 住みやすさ、快適さの一要件：「条例があるから保障された参加機会がある」ということを住みやすさの理由に挙げる人がいる。
- ・ 組織のあり方を変革：情報共有のための文書管理システムの導入により、文書の即時公開、仕事のスピードアップ、説明責任の全うなど、効果が顕著に現われている。また、政策法務の推進規定を追加し、政策法務を体現する行動として、果実酒の提供に関する規制改革の実現につなげた。
- ・ 魅力ある「ひとづくり」へのつながり：条例制定には様々な人々との交流連携が背景にあり、近年、ニセコ町の人口が微増傾向にあるのは、外との交流や連携が住民に活力を与え、まちづくり全体に魅力が生まれ移住者を惹きつける結果となっている。

自治体法務研究 No. 16 特集「ニセコ町づくり基本条例のその後 自治体憲法の深化をめざして」(ニセコ町企画課長 加藤紀孝)より抜粋

#### 地域ごとの協議・連携・活動実施

<例> 豊島区では、自治基本条例に基づき、地域ごとの課題共有と行政との協働を推進する「地域協議会」を平成22年度からモデル設置している。他、伊賀市「住民自治協議会」など。

#### 「運用状況の検証」事例

##### 審議会等による進行管理

<例> 静岡市では、「市民自治推進審議会」を自治基本条例に基づき設置し、市民参加等の実施状況について審議を行っている。委員構成は、学識2名、団体・企業5名、公募3名。

#### 「条例の見直し」事例

<例> ニセコ町では、「4年に1度、見直しを行う=育てる条例」と位置付け、一次改正では、議員提案により「議会の役割と責務」などが追加されている。二次改正では、「ニセコ町まちづくり基本条例検討委員会」を設置し「満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利の具体化」、「審議会等委員の男女比率の適正化」などについて具体的な規定を追加する修正を行った。

### 2. 自治基本条例の運用事例

#### 「運用準備」事例

##### 行政による運用方針の立案

<例> 三郷市では、「三郷市自治基本条例運用の考え方～条例に基づく具体策についての考え方～」を庁内検討体制により立案・公表。「職員提案制度の再整備」「参加手続の一覧情報の提供」「協働事業提案制度の整備」「政策会議発議資料の見直し」など14項目。

##### 個別条例の立案

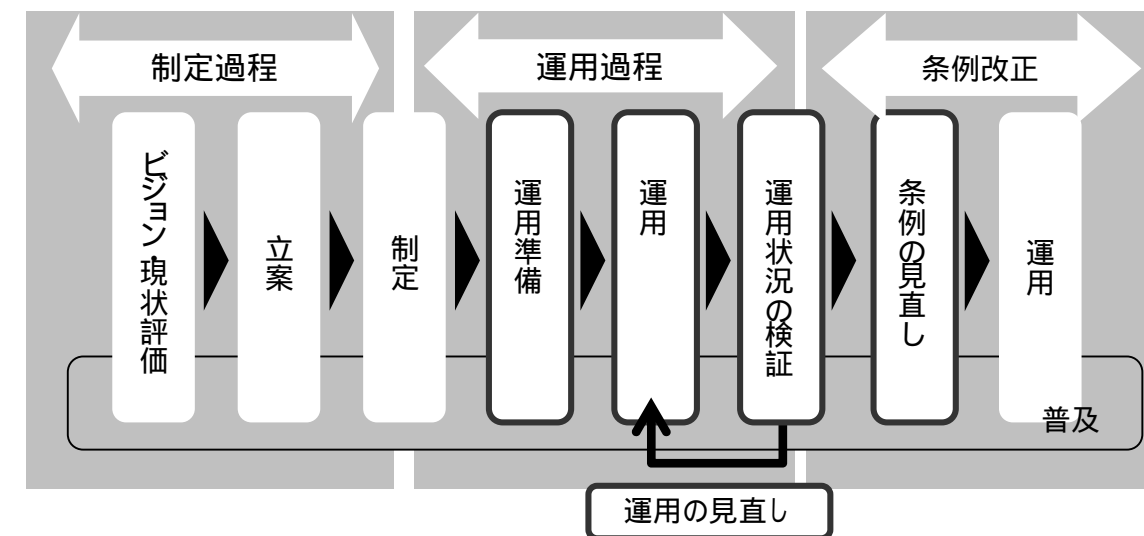
<例> 岸和田市では、「意見聴取の手続に関する条例」、「審議会等の委員の公募に関する条例」など5条例を自治基本条例に基づき、庁内検討チームが立案、制定。

#### 「運用」事例

##### 総合計画の位置付け

<例> 札幌市では、総合計画の策定を義務付け、総合計画策定に当たっての情報提供と市民参加、進捗状況の分かりやすい情報提供、予算編成に当たっての連動性確保について規定している。

条例の制定・運用過程フロー



## タウンミーティングにおける主な意見（7月10日・大宮区）

### < 自治基本条例の検討に関する意見 >

自治基本条例における検討委員の条件として、国籍及び年齢についての制限を設けるべきである。また、委員の選定基準を明確にし公表すべきである。

自治基本条例が今までなかった理由、今回発起された事情を聞きたい。

自治基本条例を制定した他の地方自治体があれば教えてほしい。

### < 自治基本条例の性格等に関する意見 >

市の最高法規、市の憲法と位置づけるこの条例は、現行法体系を根底から破壊させる魂胆になると考える。

### < 自治のあり方や条例に盛り込む内容に関する意見 >

市民の定義について、外国人や市内に通勤する者など住民以外の者に対して、住民と同一の権利を認めるべきではない。

他市の自治基本条例を読むと、市民については権利を具体的に、責務を空疎で観念的に定めるのに対して、市長や議員については権限を定めずに役割と責務だけを定めているものがある。等しく、権利、役割、責務を定めるべきである。

市政を市民の目線で定期的に評価するようなシステム、つまり市政に対する市民評議会のようなものをつくって、定期的に客観的に市政をあらゆる角度から評価し、その結果を直接また間接的に市政に反映していくようなシステムをつくったらいいと思う。市民評議会の委員については公平・中立な人を選出し、市民評議会の評価が、かなりの実効力を持つよう配慮する必要がある。

自治基本条例に、市の行政判断に対する異議申し立ての制度を組み込むことを提案する。行政処分は行政不服審査請求の対象となっているが、市政全体にかかる行政判断に対する異議申し立ての制度がないと、行政が独善に陥るのではないかと思う。

以前、市の健康診断の診査項目の変更をお願いしたいと思い、区役所や議員に直接話し、市長には手紙を出したが、いずれも満足な回答はなかった。市民が何かお願いするときにはどのようにしたらいいのかということはこの基本条例の中に入れてほしい。

### < 区に関する意見 >

大宮区長は7年のうち5人交代しており、うち4人は1～2で定年退職を迎えている。そのため何事も従来どおりとなってしまう。区長はもっと若手を登用し、任期は3年ぐらい、少なくとも2年は続けるようにすべきである。

### < その他 >

敬老祝い金の対象年齢引き上げや金銭付与からサービスへといった話を聞くと、市長は考えがぶれている。ぶれてはいけない。なぜ議会が反対したのか教えてほしい。

たばこのポイ捨てなどを規制する条例が施行されているが、施行前の地域市民との対話は1回だけだった。複数回に渡る対話が必要だと思う。

大宮公園周辺は、ホテルなどが混在し風俗関係のビラも多く貼られている。通学路でもあり、モラルや道徳にも関わることなので、自治体でクリーンにしてほしい。

敬老祝い金が話題になっているが、元気なお年寄りが沢山いる。元気でいるために努力しており、そういう努力に対する見返りというのを何か考えてほしい。

大宮区の公共施設は、他区のもの比べて汚く、不便なので改良してほしい。

敬老祝い金について、10年後の2万円は足りない。健康なときに、毎年2,000円でも3,000円でももらった方が経済的にも効果があるし、ぼけ防止にもなると思う。

今、車いすや手押し車を引いている年寄りが多いので、新しい道路をつくるときは、自転車道路と歩行者道路と区別するようにしてほしい。

大宮駅前にやっとエレベーターができたが、一番端のほうだった。高齢者の身になって考えてほしい。

## タウンミーティングにおける主な意見（7月10日・中央区）

### < 自治基本条例に対する期待 >

住民と行政の関係を一步進める形の機会として、自治基本条例を歓迎したい。

### < 自治基本条例の性格等に関する意見 >

自治基本条例を制定したことによって、良い方向に変わったという事例があるのか聞きたい。  
何も知らない人が、自治体の憲法あるいは最高規範というような言葉で説明を受けると、自治基本条例が法律よりも上位にあるのではないかと誤解する可能性がある。

時代の社会情勢によって、法律の考え方は変化するので、1回決めた後で、それを改正する手続がなかなかとれないと、住民にとっては良い法律でなくなってくる。

独自に「さいたままちづくり市民憲法」とするなど、皆が参加できるネーミングにしてほしい。

自治基本条例が制定されると、仕事とか財源面で、地方分権が促進されるのか、また、政令指定都市であるさいたま市がどのような位置づけとなるのか教えてほしい。

### < 自治のあり方や条例に盛り込む内容に関する意見 >

若者が「与野っ子」を誇りに思い、地元を愛しながら生活しているのは、素晴らしいこと。若者とともにまちを豊かにしていく活動を盛んに取り入れてほしい。

みんなで話し合っ、肩をたたき合っ、そして同じ目線で物を考えて、それで自分たちでできないことは、役所やコミュニティ会議に相談するのが良いと思う。

憲法と地方自治法の「住民」の言葉の使い方が違っており、様々な混乱が起きかねない。外国人や法人、任意団体などが参加するというと参政権との問題が出る。

住民投票は直接民主制の制度であり、選挙で選ばれた市長あるいは議会の出した結論を否定するような場合も起こりかねないので、住民投票の多用は非常に危険である。

住民投票で在日外国人の投票権を認めた場合、国の動向にもよるが国とさいたま市で考え方が違ってしまふ可能性もあるが、本市は独自路線を歩むべきなのか、教えてほしい。

参政権や外国人について、基本的には、国の政治と地域の政治は違っていて、多文化共生のもと、どこでも隣に外国人が住んでいるので、あまり排他的にならず、外国人もこれから一緒に生きていくんだという視点で考えてほしい。

「市民」は、しっかりと定義づけを行ってほしい。外国人労働者の中でも、日本は通過点と考えて、数年で去ってしまう人に対して、合理的な区別が必要ではないか。

行政側と市民側とが双方向性を持った行政運営が大切で、上意下達あるいは大衆迎合であってはいけないと思う。

自治会、老人会などの団体を通じて、もっと政策が浸透する方法を考えてほしい。

現代の目安箱のようなもので、市民の意見をもっと簡略に行政に反映させてほしい。

タウンミーティングをもっと積極的に活用してほしい。

男女の共同参画という視点をこの条例に取り入れてほしい。

各種の公募の委員について、「いくつまで兼任できる」とするのではなく、「兼任できない」という方向で検討してほしい。

市民参加の機会を増やす工夫を行ってほしい。

### < 区のあり方や区民会議に関する意見 >

現行の区民会議は、特定団体からの委員が公募委員よりも多く、順番で決まるので、個人のモチベーションのばらつきが大きく、見直す必要がある。また、議会制民主主義の関係から区民会議に対してこれ以上の権限や機能を付与すべきではない。

区の様々な人たちがいろいろな声を出して、どのような声を持っているか聞ける、共有できるような掲示板等を考えてほしい。

### < その他 >

税の確定について、複数の職員が決裁に携わってほしい。

専門職員の研修について、職員のディスカッションによって専門性を深めてほしい。

非常に厳しい財政の中、できれば市会議員を減らしてほしい。

ノーマライゼーション条例の100人委員会でも多くの友達ができたので、このきずなを大事にしているために、一般市民も一緒になって仲間に入れるような環境にしてほしい。

行政側は情報や環境の変化を無視しないでほしい。まちづくりについて、市民参画と活動促進の一端として役に立ちたい。

中高年者の就職について、行政側で、中小企業の経営者なども一緒に考えてほしい。

お年寄りをめぐる状況は数年前とは格段に違う。民生委員の関係を根本的に変えてほしい。

## 市民から寄せられた意見

自治基本条例を新たに制定する必要はないと考える。

国家なくして地方はあり得ない、言い方を変えれば、国家の独立と国家による国民の安全の確保なくして地域の独立などあり得ない。国防の概念が欠落した現在の日本人が、「市民自治」による「新しい公共」という、旧弊を捨て新しいことを求めることは良いことだというムードに乗せられ、政治学・法学の基礎的な概念に基づく説明を知らされずに今回のような「最高規範である自治基本条例」という「自治の理想」と誤認する言葉に振り回されてしまうことを危惧する。

通説（憲法伝來說又は制度的保障説）では、「地方自治は憲法により、歴史的・伝統的・理念的な制度を保障され、法律により廃止・制限できないものである一方、地方自治権の最低限を保障するが、法律による制約を広く認める」とされている。日本国憲法の第8章「地方自治」でも、地方自治は憲法を頂点とする法体系の下に運営されるものであって、「日本国民である住民」による自治が想定されている。

法政大学名誉教授の松下圭一氏は「自治体基本法として基本条例をつくる必要がある」と述べているが、その内容は、「地域主権」を確立し「新しい公共」の政策が政治主体としての「市民主権」という新しい概念の下で「国家観念の終焉」という国家統治を前提としない地方自治を求めるものであって、松下氏の「信託説」は、憲法や行政法の学会では教科書に載らない「新奇な」説に過ぎないと批判されている。

自治体の最高規範は日本国憲法であり、「さいたま市の最高規範である自治基本条例を制定する」とは、論理矛盾であって、如何なる意味でこれを広報するのか理解に苦しむ。

条例制定を先行する自治体の条例の問題点は以下のとおり。

「日本国民である住民」が主権者として統治権を委託すること、並びに住民投票により直接意思表示をすることを原則とし、日本国籍のないものには請願権などを認めるにとどめるべき。

市内に通勤する者、市内に通学する者を「市民」とみなす自治基本条例を見かけるが、請願権などを認めるに止め、自治に参加する主体としては認めるべきではない。

子どもの人格を尊重し、子どもも市政に参加させるべきとの議論があるが、社会制度についての知見のない未熟な者故に結果責任を問えない子どもに、主権者としての義務を負うことなく自治を担う権利を与えよとの議論は認められない。

法人その他の団体について、自治に直接関与することは許すべきではない。意見・要望を聞くに止めるか、請願権に止めるべき。NPO・NGOほか市民運動団体が行政に直接又は間接的に参画し、そこで政策を決定するシステムを構築したといえる各種団体の自治参加を認める自治基本条例を見かけるが、主権者でないものは除くべき。特定の利益を追求する団体、特定の思想信条を持つ団体が自治に介入する虞があり、このような危険は排除すべき。

住民投票による直接民主制の多用は、長・議会の軽視につながる危険がある。また、住民投票に参加する資格の問題として、「市民（住民）」の定義に留意する必要がある。

「地域主権」などという言葉に唆され、「住民」の定義を曖昧にし、役務（サービス）の受益者に過ぎない「広義の住民」、或いは無国籍の「市民」による「市民自治」に根拠を与える自治基本条例を制定すれば、日本の地方自治が変質し、ひいては国家が足下から崩壊する虞さえある。特定の主義主張を持つ団体、或いは外国籍の住民が自治に関与する危険をはらむ「自治基本条例」ならば、その制定は許されるものではない。

（以上、1名の市民からの意見要旨）